

# 安城市下水道事業

## 経営戦略

(案)

令和6年 月



# 目次

1. 経営戦略策定及び改定の趣旨	1
(1) 背景と目的	1
(2) 計画期間	1
2. 事業の概要	2
事業の現状	2
3. 経営指標による現状分析	10
(1) 下水道事業全体の現状分析	11
(2) 経営比較分析表	13
4. 将来の事業環境	18
(1) 人口の予測	18
(2) 有収水量の予測	19
(3) 使用料収入の予測	20
(4) 一般会計繰入金の予測	24
(5) 施設の見通し	25
(6) 組織の見通し	25
5. 経営の基本方針	26
経営方針	26
6. 投資・財政計画（収支計画）	27
(1) 策定にあたっての説明	27
(2) 投資・財政計画	30
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	48
7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ	50
8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	51



# 1. 経営戦略策定及び改定の趣旨

## (1) 背景と目的

下水道は、生活環境の快適性の向上及び自然環境を守るために欠くことのできない重要な都市基盤施設です。

本市の下水道事業は、令和元年度に地方公営企業法の財務規定などを適用し、企業会計に移行しました。国は令和8年度末までに下水道の整備を完了することを目指し、整備の時代から維持管理の時代への移行を推進しており、本市においても令和7年度末までに下水道の整備を完了する予定です。

しかし、近年の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、下水道施設の耐震化や老朽化に伴う更新に多額の費用が必要となる一方、財源は一般会計からの補助金などに依存している状況に加え、将来的には人口減少や節水意識の向上などにより使用料収入が減少することが想定されます。

このように経営環境が厳しさを増す中、下水道サービスは、将来にわたって安定的に提供する必要があります。そこで、独立採算制を原則とする地方公営企業である下水道事業の経営の健全化を図るため、令和2年度に経営戦略（計画期間：令和3年度～12年度）を策定しました。

策定から3年が経過し、この間、新型コロナウイルスの蔓延による人口や水需要の変化、物価上昇による工事費の高騰、安城市下水道施設ストックマネジメント計画の見直しによる投資計画の変更、第9次安城市総合計画の策定による人口推計の変更など様々な情勢の変化がありました。

また、総務省においても、令和4年1月に、人口減少や将来の施設更新費用、物価上昇等を的確に反映したより質の高い経営戦略の策定を求める通知を发出しています。

これらのことから、最新の情勢変化に合わせて投資・財政計画<sup>※1</sup>の見直しを行うとともに、上記の通知等を踏まえたより実効性のある内容とするため本経営戦略の改定を行うこととしました。

改定にあたっては、令和4年7月に安城市水道事業及び下水道事業審議会へ諮問を行い、令和6年1月に答申を受けるまでに計9回の審議会を開催し、幅広い知見からご意見をいただきました。また、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見なども踏まえつつ、本経営戦略の改定に至りました。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、上下水道をはじめとしたインフラに甚大な被害がありました。下水道サービスの安定的な事業継続の重要性を再認識し、本経営戦略に基づき着実に事業を進めてまいります。

## (2) 計画期間

本経営戦略の計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

図1 経営戦略の計画期間

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
当初計画（10年間） 対象年度：R3～12年度	→												
改定計画（10年間） 対象年度：R6～15年度				→									

※ 1 投資・財政計画：本経営戦略の中心となる部分であり、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画

## 2. 事業の概要

### 事業の現状

本市の下水道事業は、公共下水道事業<sup>※2</sup>、特定環境保全公共下水道事業<sup>※3</sup>及び農業集落排水事業<sup>※4</sup>の3事業があります。

まず、公共下水道事業は、愛知県が事業主体である「矢作川境川流域下水道」に接続する流域関連公共下水道<sup>※5</sup>として、昭和49年度から事業に着手をしました。公共下水道事業には3処理区があり、平成5年4月には矢作川処理区、平成8年10月には境川処理区、平成11年3月には衣浦東部処理区において供用を開始し、各処理場<sup>※6</sup>で汚水を処理しています。

次に、特定環境保全公共下水道事業は、愛知県で唯一の天然湖沼である「油ヶ淵」の水質浄化を目的として、平成11年3月から衣浦東部処理区において供用を開始しています。

現在、本市下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業では、衛生的で快適な生活環境を実現するため、令和5年度に策定した安城市污水適正処理構想<sup>※7</sup>（以下、「污水適正処理構想」という。）をもとに計画的に下水道の整備を進めており、国が示す「10年概成<sup>※8</sup>」に向け、令和7年度末までに整備を完了する予定です。

また、地震による下水道施設の機能障害や影響を最小限にとどめるため、施設の耐震化を進めています。

表1 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業概要

処理区名	供用開始年度	事業区分	基本計画面積 <sup>※9</sup>	事業計画面積 <sup>※10</sup>
矢作川	平成5年度	公共	1,456.9ha	1,456.9ha
境川	平成8年度	公共	921.4ha	749.1ha
衣浦東部	平成10年度	公共	183.8ha	88.1ha
		特環	444.9ha	417.0ha
		小計	628.7ha	505.1ha
合計			3,007.0ha	2,711.1ha

※「公共」とは「公共下水道事業」、「特環」とは「特定環境保全公共下水道事業」のこと。以下同じ。

(令和5年4月1日現在)

※2 公共下水道：主として市街地における下水を排除又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道(2以上の市町村の区域における下水について行政区域を越えて広域的に収集し、処理するもので、都道府県が設置及び管理する下水道)に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

※3 特定環境保全公共下水道：公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置されるもので、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの

※4 農業集落排水：農村地域(農業振興地域)において集落単位で整備を行う下水処理施設

※5 流域関連公共下水道：公共下水道のうち、流末を流域下水道に接続するもの

※6 処理場：汚水を浄化し、河川、湖沼又は海へ放流する施設。ここでいう処理場は、愛知県が事業主体となっている終末処理場のこと

最後に、農業集落排水事業は、農業集落の生活環境を快適にするとともに公共用水域の水質保全を目的としており、平成6年度に福釜東部地区において着手し、平成11年4月から供用を開始しています。

現在、この地区の汚水は福釜東部浄化センター<sup>※11</sup>で処理していますが、令和9年度までに公共下水道及び特定環境保全公共下水道へ接続し、処理場を廃止する予定です。

表2 農業集落排水事業概要

処理区名	供用開始年度	事業区分	処理区域面積
福釜東部	平成11年度	農集	52.0ha

※「農集」とは「農業集落排水事業」のこと。以下同じ。 (令和5年4月1日現在)

なお、雨水排除に関する事業は、建設部土木課が所管し、一般会計において実施しているため、本経営戦略は下水道事業会計において実施している汚水処理に関する事業を対象としています。

※7 安城市汚水適正処理構想：市の汚水処理施設の整備に関する総合的な構想

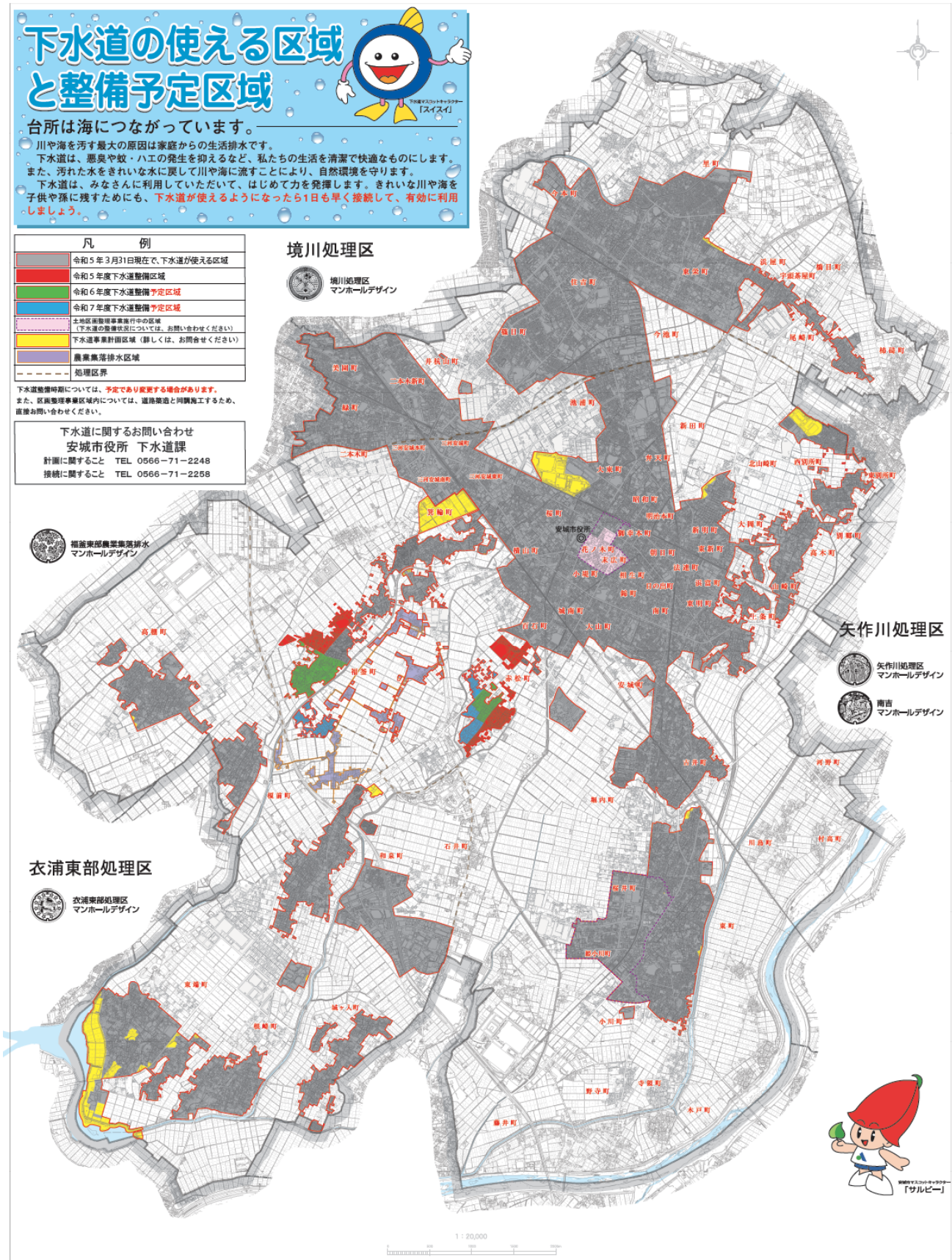
※8 10年概成：平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の三省が共同で策定した「持続的な汚水処理システムの構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」で、10年程度（令和8年度末）を目途に汚水処理施設の概成が示されたもの

※9 基本計画：安城市公共下水道基本計画のこと。下水道区域とその整備に関する基本方針を定めた計画

※10 事業計画：安城市公共下水道事業計画のこと。基本計画に基づき、おおむね5年から7年の間に優先的に整備を行う区域について、事業実施に関する具体的な整備方針を定めた計画

※11 福釜東部浄化センター：本市が事業主体として管理している処理場

図2 安城市下水道区域図



令和5年4月現在



## 1) 人口・面積・処理区域内人口密度

全体計画（下水道基本計画など）の人口・面積、処理区域内<sup>※12</sup>の人口・面積、水洗便所設置済人口<sup>※13</sup>（以下、「接続人口」という。）及び処理区域内人口密度（処理区域内人口[A]／処理区域面積[B]）を下表に示します。

表3 人口、面積の状況

事業区分	全体計画人口 (人)	処理区域内人口 (人) [A]	接続人口 (人)	全体計画面積 (ha)	処理区域面積 (ha) [B]	処理区域内 人口密度 (人/ha)
公共	166,169	143,146	133,413	2,831	2,144	66.8
特環	13,760	12,685	10,523	444	358	35.4
農集	2,670	1,891	1,875	52	52	36.4
計	182,599	157,722	145,811	3,327	2,554	61.8

(資料：令和4年度地方公営企業決算状況調査)

## 2) 供用開始・法適用

本市の下水道事業は平成31年4月1日に地方公営企業法<sup>※14</sup>を適用しました。適用の区分は、財務規定等のみを適用する「一部適用」としてしています。

表4 供用開始、法適用の状況

事業区分	供用開始年月日	供用開始後年数	法適用区分
公共	平成5年4月1日	30年	一部適用
特環	平成11年3月31日	25年	一部適用
農集	平成11年4月1日	24年	一部適用

(資料：令和4年度地方公営企業決算状況調査)

## 3) 処理状況

流域下水道への接続の有無、処理区数及び処理場数を下表に示します。

表5 処理の状況

事業区分	処理区域内人口 密度 (人/ha)	流域下水道への 接続の有無	処理区数	処理場数
公共	66.8	有	3	0
特環	35.4	有	1	0
農集	36.4	無	1	1

(資料：令和4年度地方公営企業決算状況調査)

※12 処理区域：下水道の整備が完了し、排除された下水を終末処理場により処理することができるようになった区域

※13 水洗便所設置済人口：水洗便所を設置し、下水道へ接続して汚水を処理している人口

※14 地方公営企業法：地方公共団体が公共事業を経営する場合において、企業の経済性を発揮するよう特別の経営組織を設け、その組織や財務、職員の身分取扱などについて地方自治法の特例を定めたもの。下水道事業は法の適用は任意となっており、適用する場合には規定全部を適用する「全部適用」と財務規定等のみを適用する「一部適用」のいずれかを選択できる。

#### 4) 施設の状況

下水道事業において維持管理を行っている下水道施設（管渠<sup>※15</sup>、ポンプ場<sup>※16</sup>、処理場、マンホール、マンホールポンプ<sup>※17</sup>）を、下表に示します。

表6 下水道事業の施設

事業区分	汚水管布設延長 (km)	ポンプ場 (箇所)	処理場 (箇所)	マンホール (箇所)	マンホールポンプ <sup>°</sup> (箇所)
公共	653	1	—	17,961	51
特環	103	—	—	3,038	19
農集	13	—	1	384	14
計	769	1	1	21,383	84

(令和5年3月31日現在)

##### ア 広美中継ポンプ場

広美中継ポンプ場は、本市唯一のポンプ場であり、矢作川処理区の一部から発生する汚水をポンプアップする施設です。本施設は、現在、汚水流入面積約310.7haに対応可能な能力を有しています。

名称	広美中継ポンプ場
所在地	安城町広美38番地
敷地面積	883 m <sup>2</sup>
供用開始	平成5年4月1日
現有能力	6,148m <sup>3</sup> /日平均



##### イ 福釜東部浄化センター

福釜東部浄化センターは、本市唯一の処理場であり、福釜東部地区（農業集落排水）約52haからの汚水を処理する施設です。

名称	福釜東部浄化センター
所在地	福釜町尾山1番地4
敷地面積	1,800 m <sup>2</sup>
供用開始	平成11年4月1日
現有能力	720.9m <sup>3</sup> /日平均



※15 管渠：汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

※16 ポンプ場：自然勾配で汚水を流下させると管渠の埋設の深さが著しく深くなる場合に設けられる揚水施設

※17 マンホールポンプ：マンホールの中に揚水ポンプを入れて設置する小型の揚水施設

## 5) 下水道使用料

### ア 使用料体系

下水道の維持管理費等の財源として「安城市公共下水道条例」により、下水道使用料が定められており、基本使用料と従量使用料で構成される二部使用料制となっています。1か月あたりの下水道使用料は下表に示すとおりです。

表7 下水道使用料体系

(税抜)

種 別		区 分		料金 (円)
基本使用料		使用者ごと		450
従量使用料	一般汚水	1 m <sup>3</sup> につき	10m <sup>3</sup> 以下	35
			10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 以下	70
			20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> 以下	95
			30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> 以下	125
			50m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> 以下	150
		501m <sup>3</sup> 以上	180	
	公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	70	
	臨時汚水 <sup>※18</sup>	1 m <sup>3</sup> につき	150	
(参考) 20m <sup>3</sup> 使用時の使用料				1,500

### イ 使用料収入及び有収水量<sup>※19</sup>

過去3年間の使用料収入(調定額<sup>※20</sup>)と有収水量について、決算の状況を下表に示します。

表8 使用料収入(調定額)及び有収水量

(税抜)

事業区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	使用料収入 (千円)	有収水量 (m <sup>3</sup> )	使用料収入 (千円)	有収水量 (m <sup>3</sup> )	使用料収入 (千円)	有収水量 (m <sup>3</sup> )
公共	1,346,746	14,040,352	1,349,300	14,059,544	1,348,347	13,984,446
特環	87,361	974,491	89,003	991,758	91,755	1,018,292
農集	22,057	211,471	21,987	211,011	21,708	207,809
計	1,456,164	15,226,314	1,460,290	15,262,313	1,461,810	15,210,547

※18 臨時汚水：下水道を一時的に使用して排除する汚水

※19 有収水量：下水道で処理した汚水のうち、使用料収入の対象となる水量

※20 調定額：収入すべき内容を調査し決定した金額(未収入額も含まれる。)

ウ 使用料単価

使用料単価（使用料収入／有収水量）を下表に示します。

表9 使用料単価（円/m<sup>3</sup>）  
（税抜）

事業区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公共	95.92	95.97	96.42
特環	89.65	89.74	90.11
農集	104.30	104.20	104.46
計	95.63	95.68	96.11

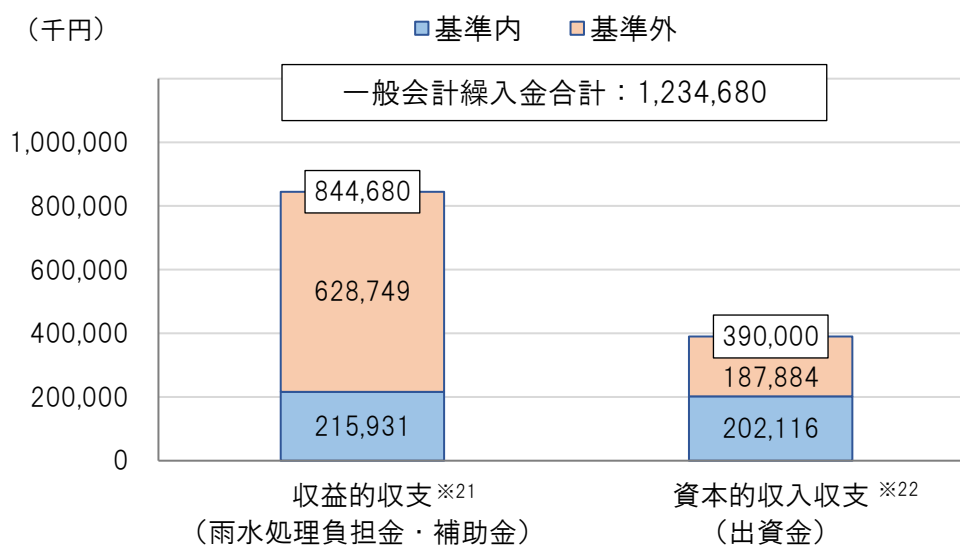
6) 一般会計繰入金（雨水処理負担金・一般会計補助金・一般会計出資金）

下水道事業における経費の負担については、一般会計から繰り出す基準を総務省が示しています。この基準に基づく繰入金を「基準内繰入金」といい、それ以外を「基準外繰入金」といいます。

本市では、基準内繰入金のみでは収支の均衡が図れないため、不足分について基準外繰入金の繰入を毎年度行っています。

令和4年度においては、一般会計繰入金のうち、約66%が基準外繰入金であり、一般会計に依存した経営となっています。

図3 令和4年度繰入金（基準内・基準外）



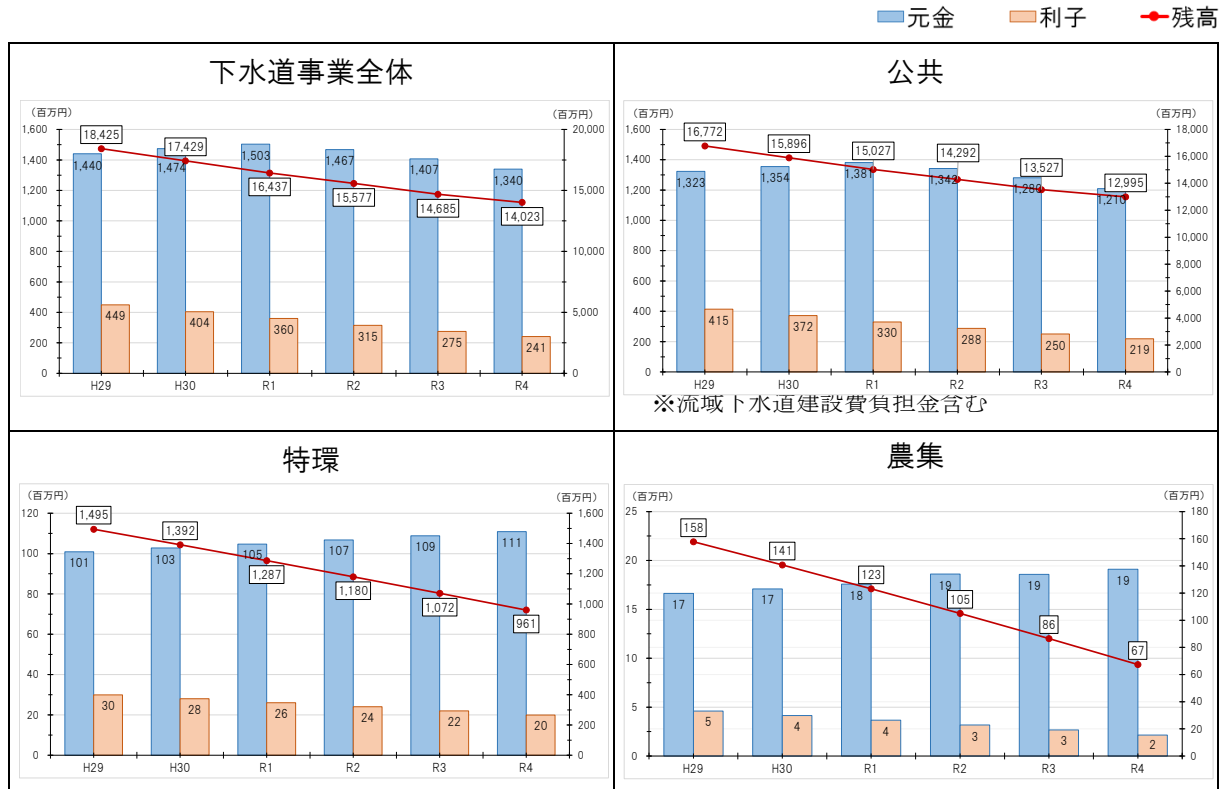
※21 収益的収支：地方公営企業の経営活動に伴う一事業年度の収益とそれに対応する費用。収益では下水道使用料、補助金、長期前受金戻入など、費用では人件費、維持管理費、企業債の償還利息、減価償却費などがある

※22 資本的収支：地方公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費、建設改良に係る企業債償還金などの支出とその財源となる企業債、出資金、補助金などの収入

## 7) 企業債償還の状況

下水道事業に係る企業債<sup>※23</sup>の償還状況について、下水道事業全体、公共、特環及び農集に分けて整理しました。

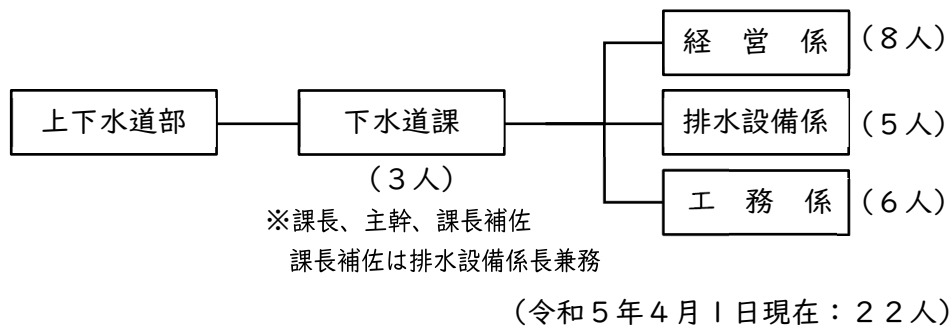
図4 企業債償還の推移



## 8) 組織体制

令和5年4月1日現在、下水道課は3つの係で組織されています。職員数は、22人となっています。(職員数は再任用職員及び任期付職員を含み会計年度任用職員を除く。)

図5 下水道組織体制



※23 企業債：地方公共団体が公営企業の行う事業に要する資金を外部から調達することによって負担する債務

### 3. 経営指標による現状分析

経営戦略の策定を進める上で、下水道事業の経営の状況や課題を把握することが必要です。

そこで、総務省が公表する「経営比較分析表」の経営指標を基に、経営の健全性や効率性及び施設などの老朽化の状況分析を行います。

この経営比較分析表は、事業（公共・特環・農集）ごとに作成されており、全国、全国類似団体<sup>※24</sup>及び愛知県内類似団体の平均を集計した経営指標を分析に活用します。

表10 経営指標

指標	算出式	指標の内容	目指すべき方向性
①有収率 (%)	$\text{年間有収水量} \div \text{年間総汚水量} \times 100$	汚水量のうち使用料の対象となっている汚水量の割合	↑
②経常収支比率 (%)	$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$	使用料収入や一般会計からの補助金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表すもの	↑
③流動比率 (%)	$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$	1年以内に支払うべき債務に対して支払い可能な現金などを表すもの	↑
④企業債残高対事業規模比率 (%)	$(\text{企業債現在高} - \text{一般会計負担分}) \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表すもの	↓
⑤経費回収率 (%)	$\text{年間下水道使用料} \div \text{汚水処理費 (公費負担分を除く)} \times 100$	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表すもの	↑
⑥汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	$\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)} \div \text{年間有収水量}$	有収水量1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表すもの	↓
⑦接続率 <sup>※25</sup> (%)	$\text{接続人口} \div \text{現在処理区域内人口} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に下水道へ接続し、汚水を処理している人口の割合	↑
⑧有形固定資産減価償却率 (%)	$\text{有形固定資産減価償却累計額} \div \text{有形固定資産}^{\text{※26}} \text{のうち償却対象資産の帳簿原価} \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却 <sup>※27</sup> がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度を表すもの	基準無し

※24 類似団体：処理区域内人口、人口密度及び供用開始からの経過年数で同じ類型に分類化された自治体

※25 接続率：総務省が公表する「経営比較分析表」では指標名を「水洗化率」としているが、本経営戦略では「接続率」という。

※26 有形固定資産：営業活動のために長期にわたり使用する目的で保有する財産のうち、形のある固定資産のことで、施設利用権やソフトウェアなどの形がない固定資産は無形固定資産という。

※27 減価償却：固定資産について、時間の経過などによりその価値が減少していくこと

表 1 1 本市の類型

事業区分	区 分	範 囲	類型記号
公共	処理区域内 人口	10万人以上	A
		3万人以上	B
		3万人未満	C
	処理区域内 人口密度	100人/ha以上	a
		75人/ha以上	b
		50人/ha以上	c
		50人/ha未満	d
	供用開始後	30年以上	1
30年未満		2	
特環	供用開始後	30年以上	D1
		15年以上	D2
		15年未満	D3
農集	供用開始後	30年以上	F1
		15年以上	F2
		15年未満	F3

本市（公共）：A c 2 類型

全国では2団体、愛知県では本市のみが該当

本市（特環）：D 2 類型

全国では5 2 2 団体、愛知県では岡崎市を始め9 団体が該当

本市（農集）：F 2 類型

全国では6 2 1 団体、愛知県では豊田市を始め1 5 団体が該当

※類似団体は令和4年度時点の団体

## (1) 下水道事業全体の現状分析

本市の下水道事業は、1つの会計で公共、特環及び農集の3つの事業を行っていますが、現状分析を行う上では3事業の合計値で各指標を算出することとします。

なお、経営比較分析表は事業ごとに作成されており、自治体ごとの各事業の合計値での指標は公表されていないため、比較対象の全国や類似団体の平均値については、事業規模の大きい公共の指標を使用しています。

### 1) 経営の健全性

「①有収率」は、数値が高いほど使用料収入の対象とならない不明水<sup>※28</sup>が少なく、効率的であることを表す指標です。令和4年度における本市の同比率は、97.3%であり、全国及び類似団体（全国）平均より高い水準を維持していますが、今後も指標の動向を注視していく必要があります。

「②経常収支比率」は、使用料収入や一般会計からの補助金などの収益が、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標で、単年度の収支が、黒字となっていることを示す100%以上にすることが望ましいとされています。令和4年度における本市の同比率は96.4%ですが、全国及び類似団体（全国）平均と比べて、低い水準です。なお、収支を保つために、必要額を一般会計からの補助金により補われていることから、経営の改善に向けて、費用の削減や使用料収入の確保などに取り組む必要があります。

「③流動比率」は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などの状況を表しています。令和4年度における本市の同比率は、52.7%で、全国平均より、20.7ポイント低く、類似団体（全国）平均より、0.6ポイント高い水準です。企業債残高は減少傾向であるため徐々に改善していくことが見込まれますが、今後も計画的な借入により債務の増加を防ぐなど、経営改善に努める必要があります。

※28 不明水：宅内配管の誤接続や管渠の損傷などが原因で汚水管に侵入する雨水や地下水などのこと

「④企業債残高対事業規模比率」は、使用料に対する企業債残高の割合を表す指標で、比率が低いほど望ましいとされています。令和4年度における本市の同比率は、569.2%であり、全国及び類似団体（全国）平均と比べて、低い水準です。企業債残高は減少が見込まれますが、一般会計負担分の見込みが減少しているため同比率は増加傾向となっています。過度に比率が高くならないよう、指標の動向を注視していく必要があります。

「⑤経費回収率」は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標で、経費が回収できていることを示す100%以上にすることが望ましいとされています。令和4年度における本市の同比率は、65.4%であり、全国及び類似団体（全国）平均と比べて、低い水準です。この使用料で賄うことができていない経費は、一般会計からの補助金などにより補われていることから、今後、汚水処理費の削減及び接続促進による使用料収入の確保、適正な使用料の設定について検討を行うことなどにより、経費回収率の向上に取り組む必要があります。

## 2) 経営の効率性

「⑥汚水処理原価」は、有収水量1m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用を表す指標で、低いほど望ましいとされています。令和4年度における本市の同原価は、147.0円であり、全国平均より、8.7円高く、類似団体（全国）平均より、18.8円低い水準です。今後、汚水処理費の削減や有収水量の増加など、経営の改善に向けて取り組む必要があります。

「⑦接続率」は、下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道へ接続して汚水を処理している人口の割合を表す指標で、高いほど望ましいとされています。令和4年度における本市の同比率は、92.4%であり、全国平均より、3.4ポイント低く、類似団体（全国）平均より、1.5ポイント高い水準です。今後、啓発活動の推進などにより、更なる接続率の向上に取り組む必要があります。

## 3) 老朽化の状況

「⑧有形固定資産減価償却率」は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを表しています。令和4年度における本市の同比率は、10.8%であり、全国及び類似団体（全国）平均と比べて、低い水準です。今のところは、老朽化が顕著に進行している状態ではありませんが、将来に備え、今のうちから定期的に下水道施設の点検などを行い、老朽管の改築や更新及び下水道施設の耐震化を計画的に進めるなど適切に管理を行う必要があります。

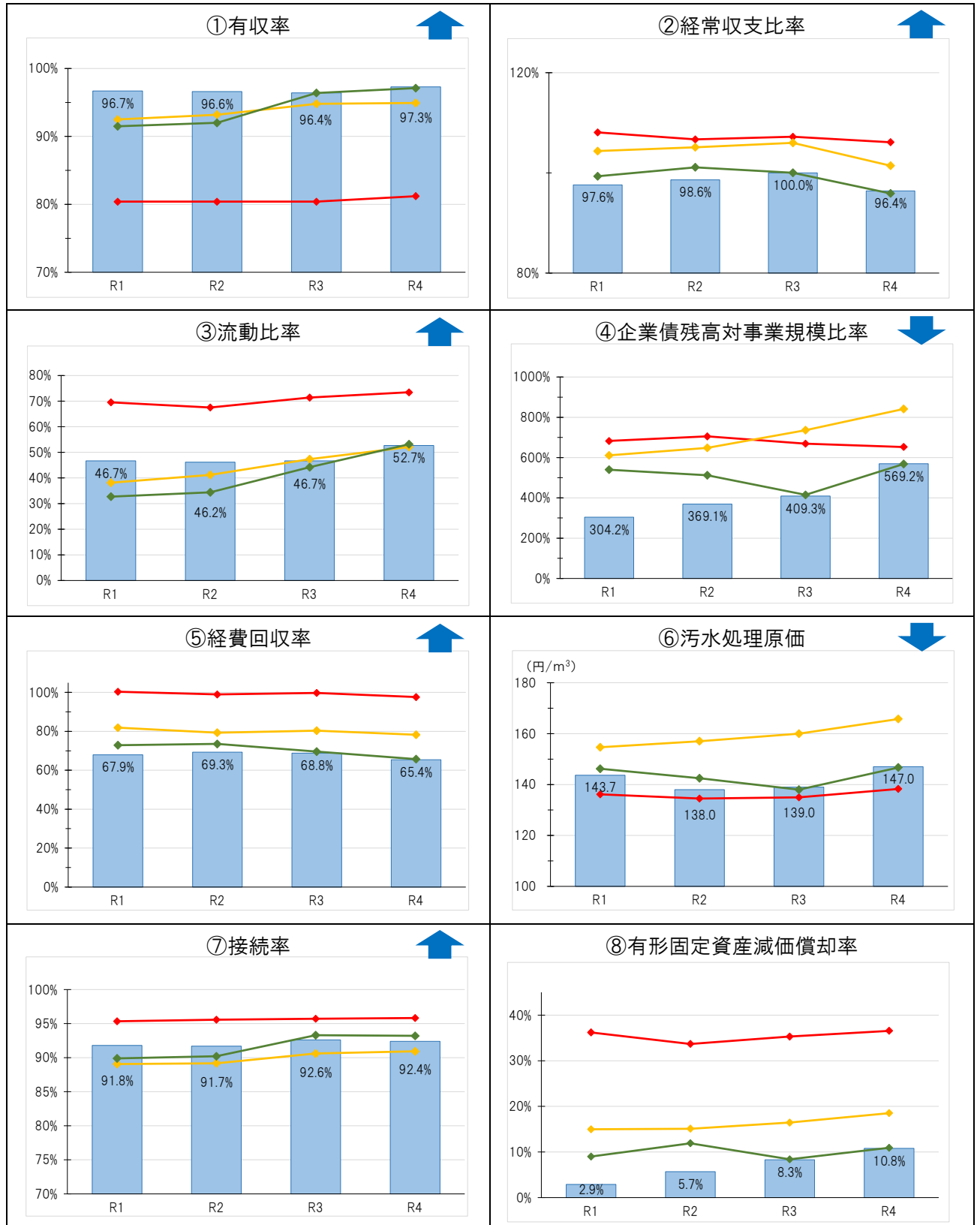


## (2) 経営比較分析表

### 1) 下水道事業全体

図6 経営比較分析表（下水道事業全体）

■ 安城市(全体)    ● 全国(公共)    ◆ 類似団体(全国:公共)    ▲ 類似団体(愛知県:公共)

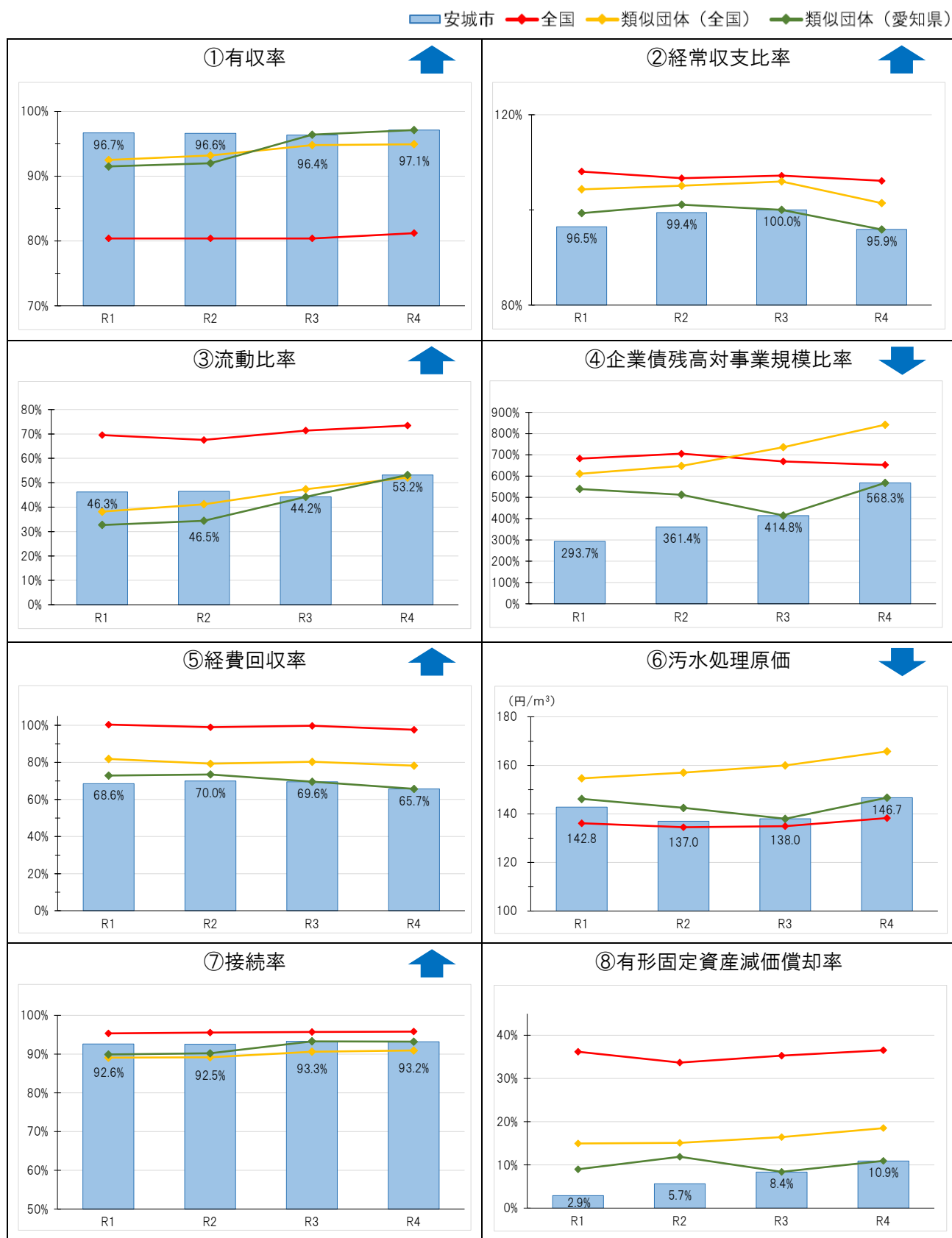


※ 全国、類似団体（全国）、類似団体（愛知県）は、自治体ごとの各事業の合計値での指標は公表されていないため、公共の指標を使用しています。

※ 矢印は目指すべき方向性を示すものです。

## 2) 公共下水道事業

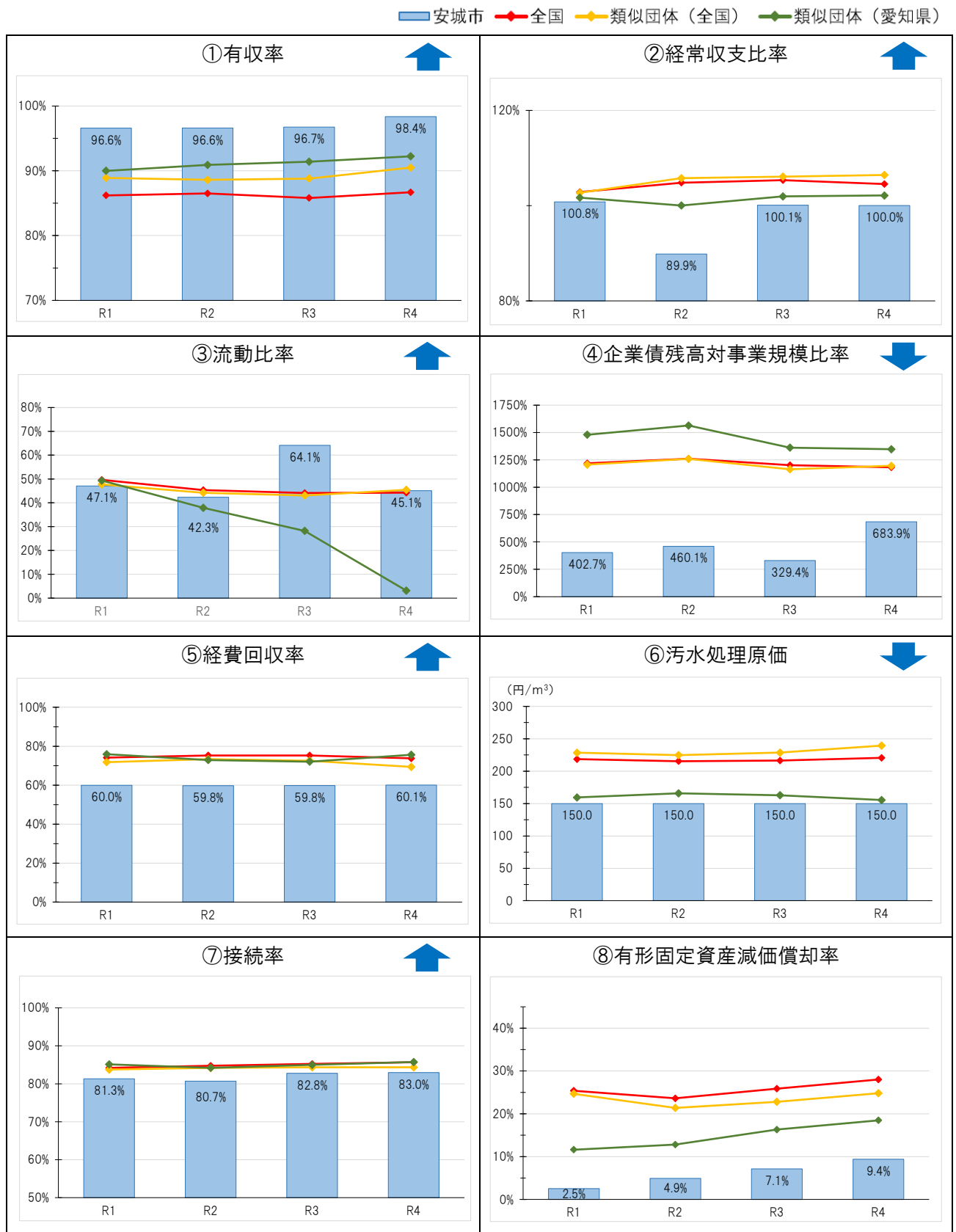
図7 経営比較分析表（公共）



※ 矢印は目指すべき方向性を示すものです。

### 3) 特定環境保全公共下水道事業

図8 経営比較分析表（特環）

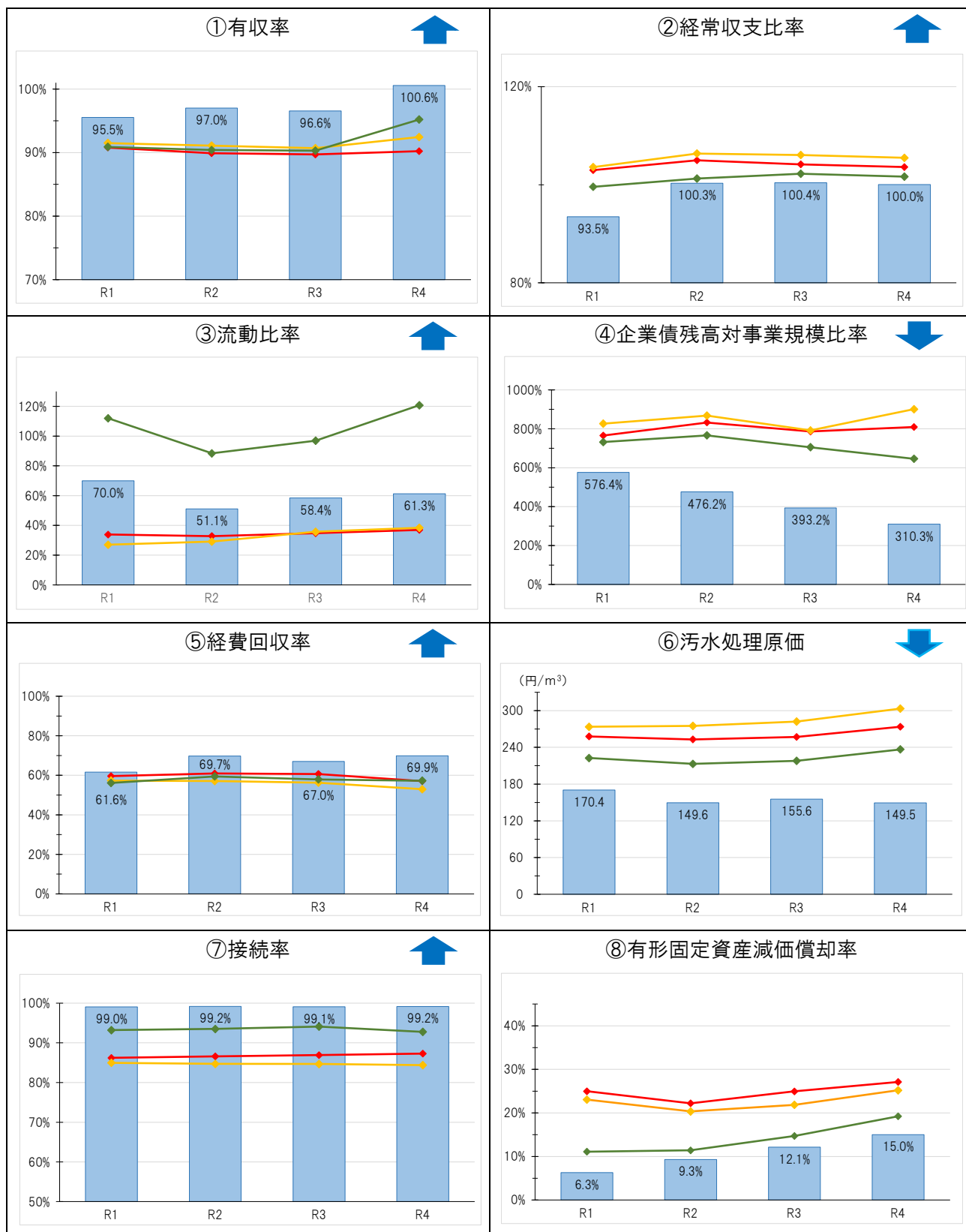


※ 矢印は目指すべき方向性を示すものです。

## 4) 農業集落排水事業

図9 経営比較分析表（農集）

■安城市 ■全国 ■類似団体（全国） ■類似団体（愛知県）



※ 矢印は目指すべき方向性を示すものです。



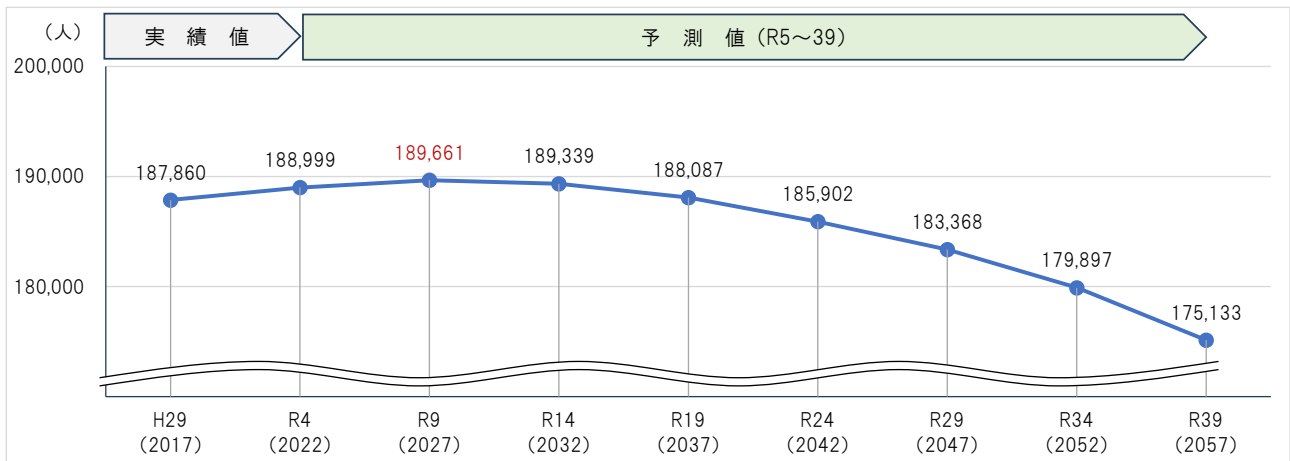
## 4. 将来の事業環境

### (1) 人口の予測

本市の行政人口に係る予測数値として、令和5年度に策定した第9次安城市総合計画において、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を踏まえた「将来推計値」が示されています。下図に当該計画による行政人口の予測を示します。

その推計によると、本市の人口は、2027（令和9）年の189,661人がピークとなる見通しであり、その後は、緩やかに減少することが予測されています。

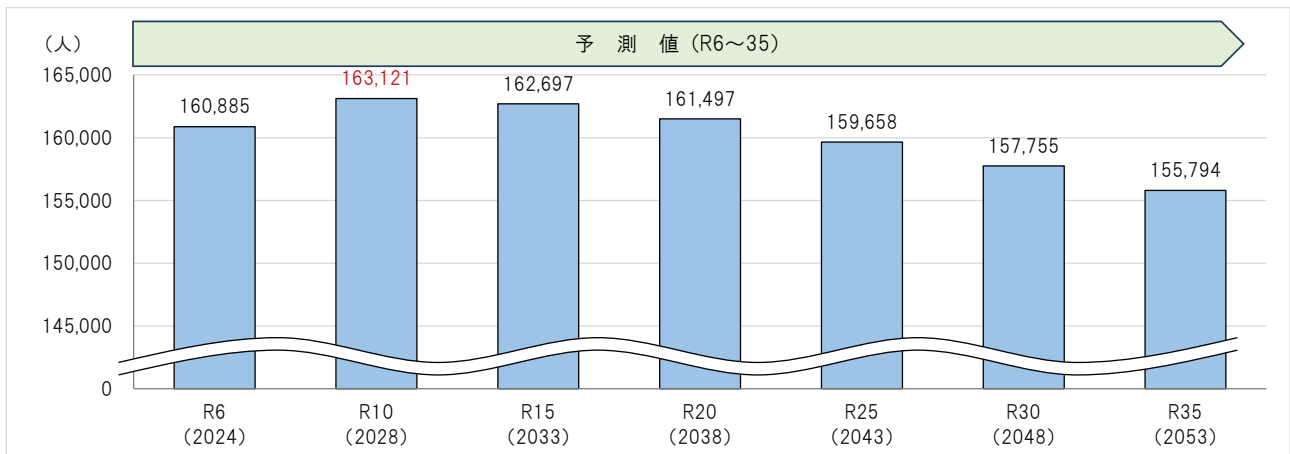
図10 行政人口の予測



(出典：第9次安城市総合計画)

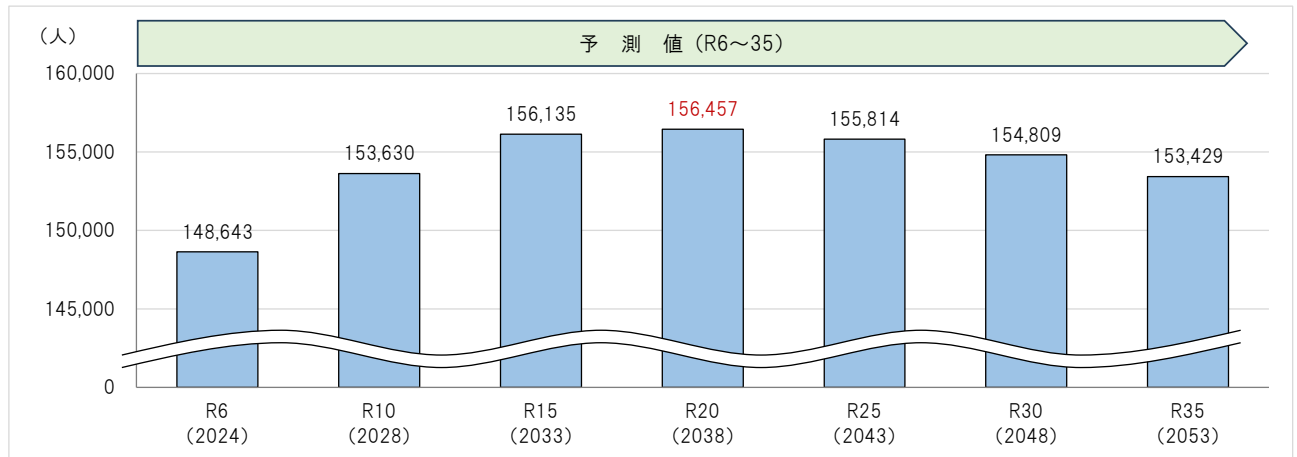
処理区域内の人口は、令和7年度末までに下水道の整備を完了する予定であるため、それまでは処理区域の面積の拡大に伴い年々増加していくことが予測されます。しかし、令和8年度以降については、行政人口の予測から緩やかな増加となり、令和10年度の163,121人をピークに、その後は徐々に減少することが予測されます。

図11 処理区域内人口の予測（各年度末）



接続人口は、実際に下水道に接続した人口であることから、前述の処理区域内人口とは異なり、令和10年度に153,630人となった以降も徐々に増加し、令和20年度にピークの156,457人となることが予測されます。

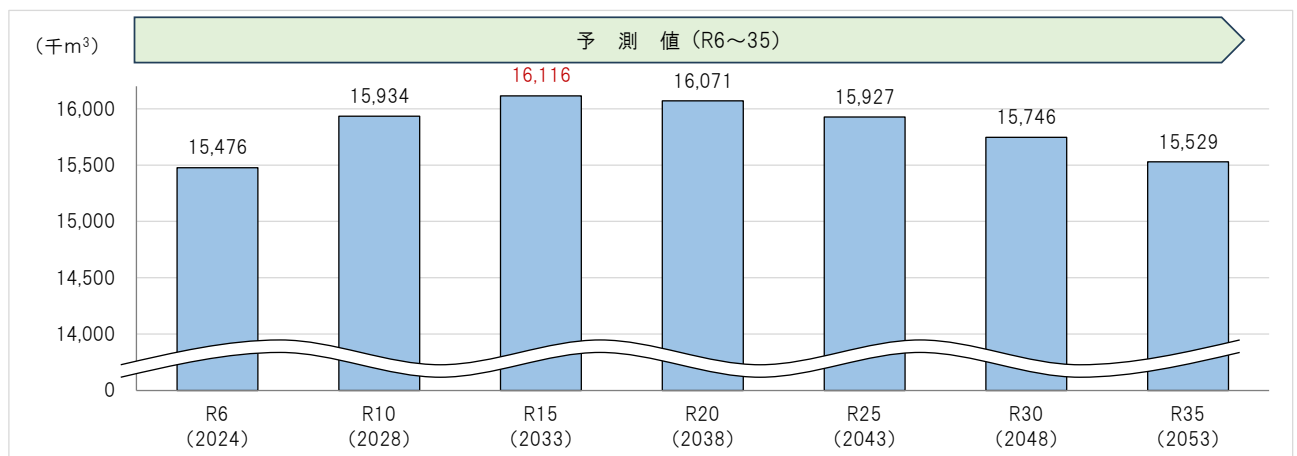
図12 接続人口の予測（各年度末）



## (2) 有収水量の予測

有収水量は接続人口に伴い増減します。令和10年度の有収水量は15,934千 $m^3$ であり、その後も徐々に増加し、令和15年度にピークの16,116千 $m^3$ となることが予測されます。

図13 有収水量の予測



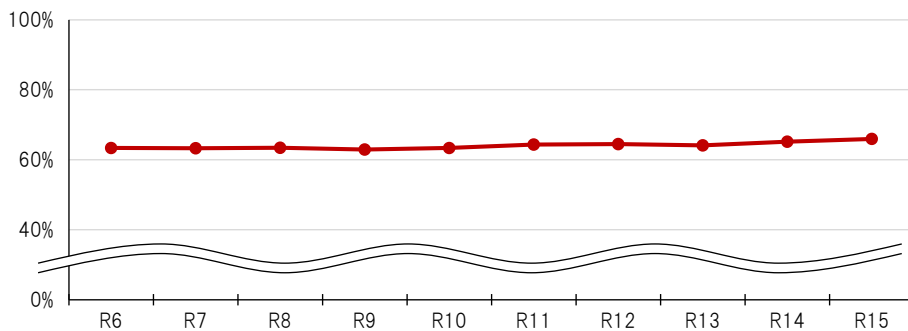
### (3) 使用料収入の予測

#### ア 下水道使用料のあり方

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す経費回収率は、現行の使用料体系では65%前後で推移する見込みです。

これまで経費回収率を向上させるため、計画区域の見直しや組織の一部統合による職員数の削減など様々な経費削減の取組を行ってきており、今後も更に取組を進めていく予定です。しかしながら、今後、施設の老朽化対策、気候変動や大規模災害への備え、将来的な人口減少や水需要の減少が見込まれる中で、使用料の改定が不可欠な状況です。

図14 現行使用料体系による経費回収率の見込み

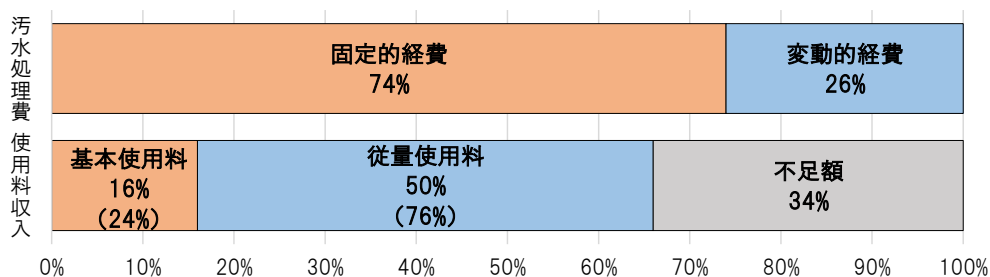


#### イ 下水道使用料体系

本市の使用料体系は基本使用料と従量使用量で構成される二部使用料制となっています。

下水道事業では、汚水処理費のうち固定的経費について、基本使用料で回収することが本来的には望ましいとされていますが、本市における汚水処理費総額に対する基本使用料での回収率は約16%、使用料収入総額に対する基本使用料の割合は約24%と、基本使用料の割合が非常に低い水準となっています。

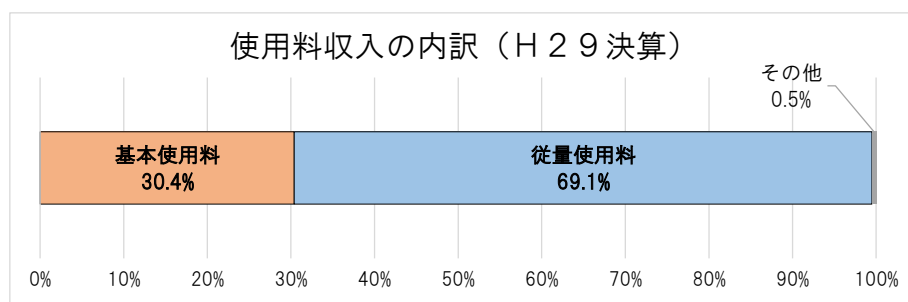
図15 本市の汚水処理費と使用料収入（令和4年度）



なお、国土交通省の「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」（令和2年7月）において、全国の下水道事業について言及しており、その中で「収入に占める基本使用料収入の割合は3割に過ぎず、費用構造に比して、非常に不安定な料金体系となっている。今後の人口減少等による使用水量の減少が見込まれる中で、下水道サービスを維持していくためには、基本使用料に配賦する固定費の割合を漸進的に高めていくことも視野に入れた使用料体系の設定が必要と考えられる。」と分析しています。



図 1 6 使用料収入額の内訳（全国）



ウ 近隣市の使用料

令和 5 年 4 月 1 日現在、本市の基本使用料は、図 1 7 に示すとおり、近隣市と比較しても非常に低い水準にあることがわかります。

また、使用水量別の使用料（基本使用料＋従量使用量）についても、図 1 8 に示すとおり、いずれの区分においても低い水準となっています。

図 1 7 近隣市の基本使用料

基本使用料（円/1 か月・税抜）

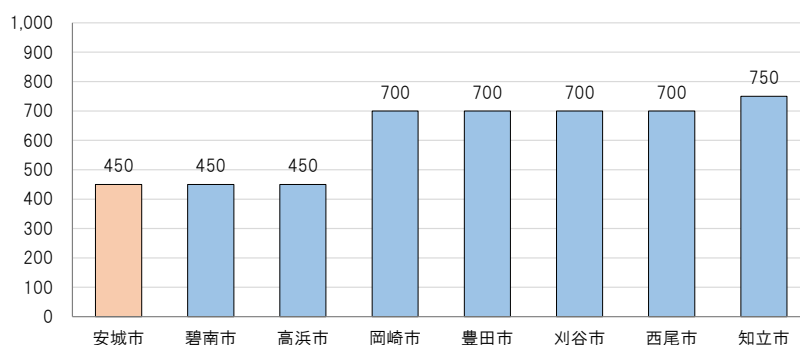
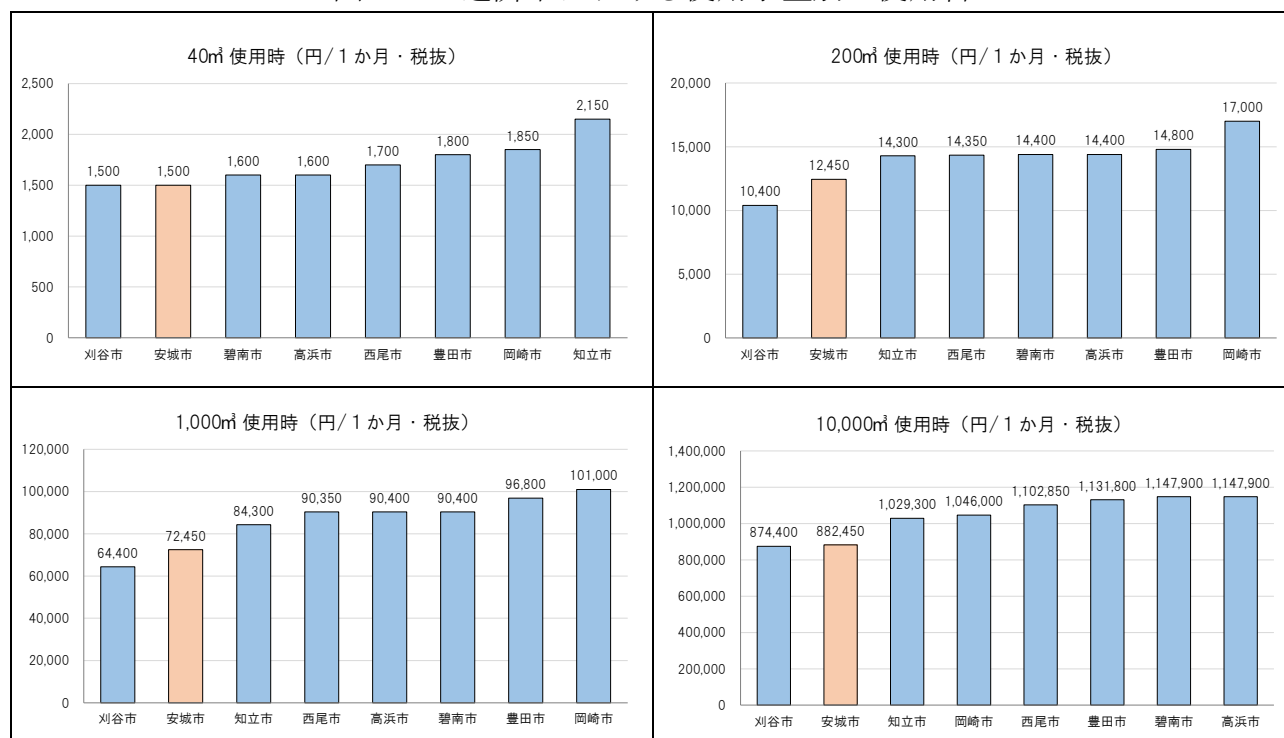


図 1 8 近隣市における使用水量別の使用料



## エ 使用料改定案

使用料改定が不可欠な状況の中、本経営戦略においては、以下の使用料改定案を投資・財政計画に反映させることとします。

### 「段階的改定」について

市民生活への影響を考慮しつつ、計画的に経費回収率の向上を図るため、3段階で改定を行う計画とします。1段階目の改定は令和7年度を予定し、改定の間隔は3年間程度とします。

### 「基本使用料」について

使用料収入における基本使用料の割合が非常に低く、不安定な使用料体系となっているため、1段階目の改定においては基本使用料の増額による経営安定化を優先して実施します。そのために、まずは基本使用料割合が全国平均である30%以上となるよう、450円/1か月（税抜）から700円/1か月（税抜）への改定を実施する予定です。

図19 現行体系(令和4年度実績)基本使用料 450円/1か月（税抜）

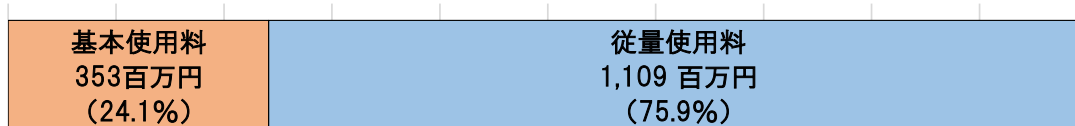


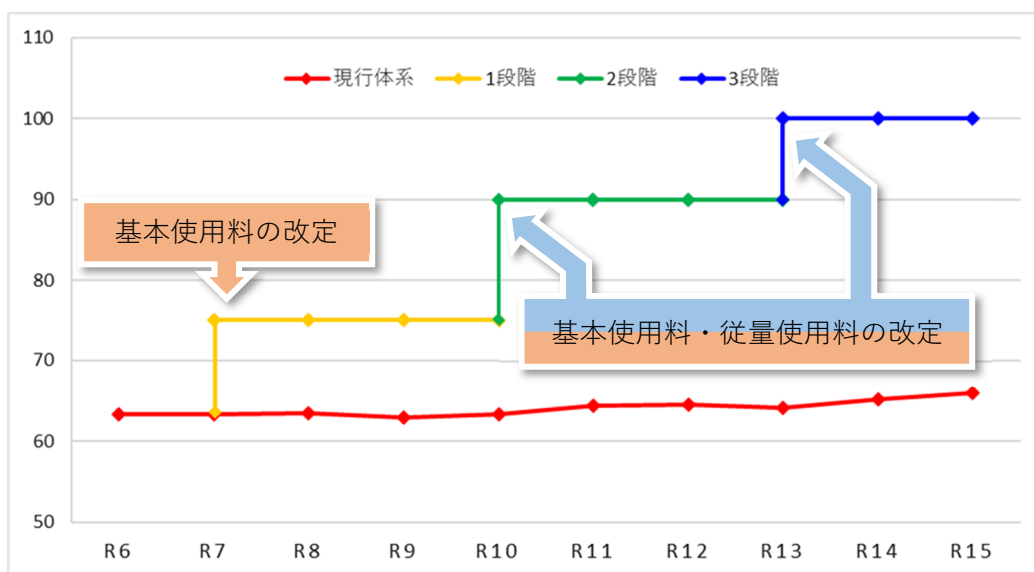
図20 改定案基本使用料 700円/1か月（税抜）



### 「従量使用料」について

2段階目以降の改定においては、基本使用料の更なる改定に加え、従量使用料の改定を実施する計画案とします。具体的な使用料体系については、改定前に直近の状況を踏まえて検討を行うこととし、小口・大口それぞれの使用者への影響、経営安定化の観点などを考慮したうえで、適正な体系となるよう慎重に検討を進めていく予定です。

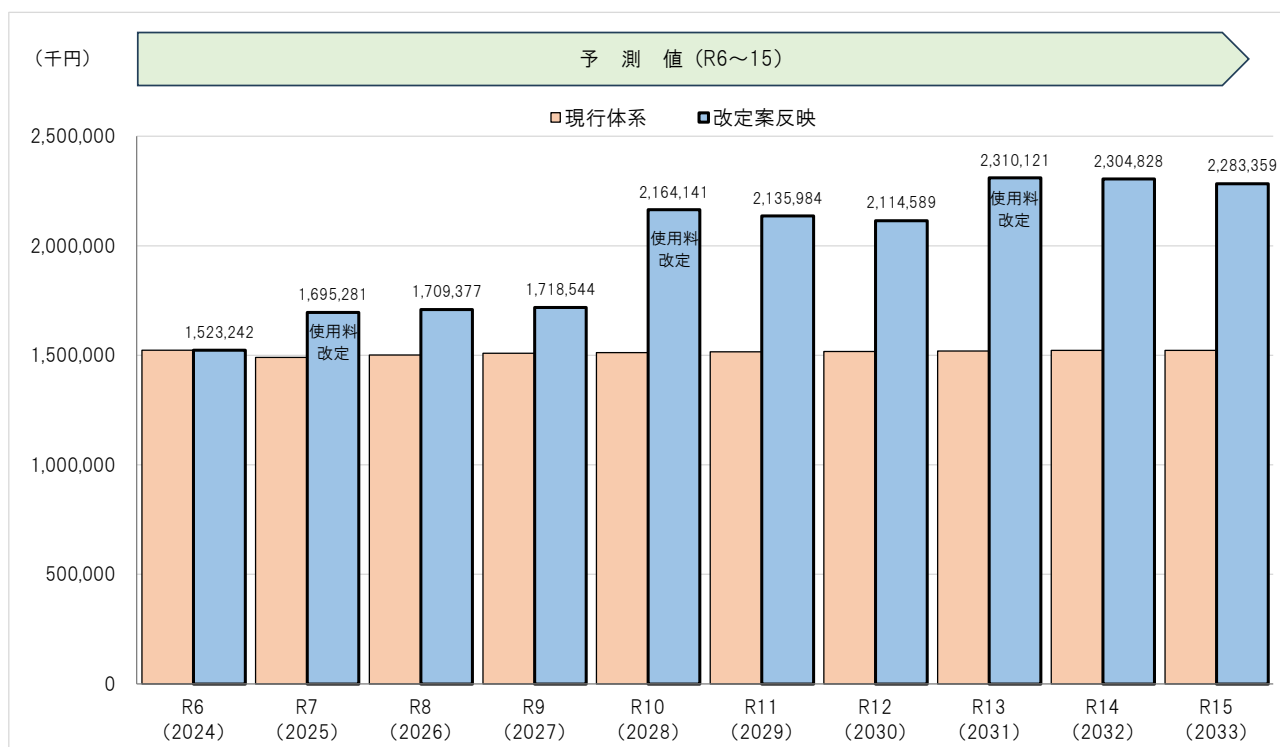
図 2 1 使用料改定による経費回収率向上のイメージ



オ 使用料収入の予測

使用料収入は、現行体系ではほぼ横ばいで推移しますが、使用料改定案では、令和7年度の改定（1段階）で1,695,281千円、令和10年度の改定（2段階）で2,164,141千円、令和13年度の改定（3段階）で2,310,121千円と予測します。

図 2 2 使用料収入の予測



#### (4) 一般会計繰入金の予測

使用料改定案を反映した一般会計繰入金の予測を行いました。

収益的収支は令和7年度以降、段階的に使用料改定を行うことで、基準外繰入金が減少します。資本的収支は料金改定による繰入金の変動はありませんが、令和7年度の面整備事業完了に伴い基準外繰入金が減少していく見込みです。

図23 一般会計繰入金（収益的収支）の予測

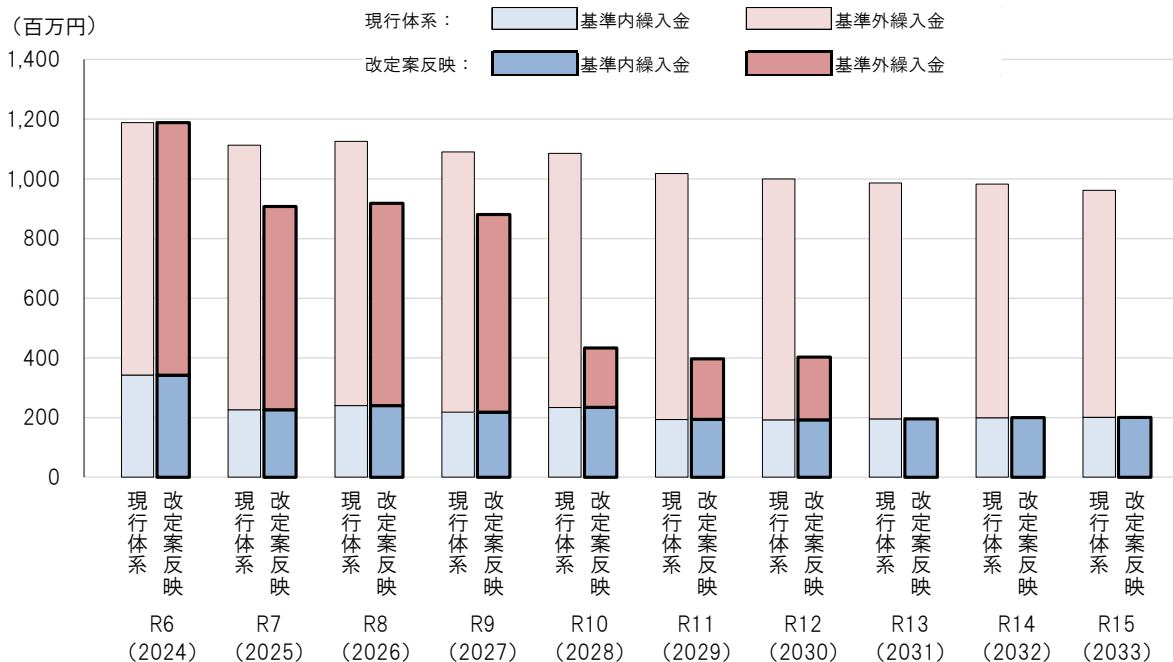
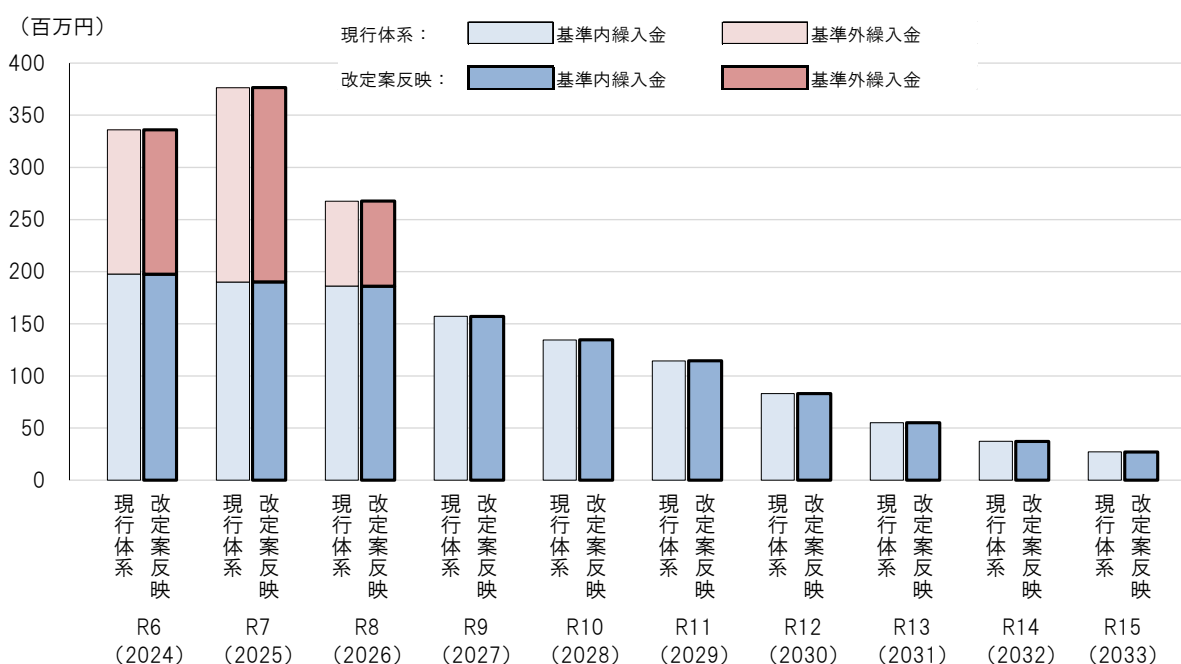


図24 一般会計繰入金（資本的収支）の予測



## (5) 施設の見通し

### ア 管路施設

汚水適正処理構想に基づき、令和7年度末までに整備を完了することを目指します。

供用開始から30年が経過しましたが、法定耐用年数は50年とされており、法定耐用年数を超える管路施設はありません。しかしながら、将来的には老朽管が急増することが見込まれるため、令和4年度に策定した安城市下水道施設ストックマネジメント計画<sup>※29</sup>に（以下、「ストックマネジメント計画」という。）に基づき、費用の低減と平準化を図りながら計画的な修繕・改築を実施します。

### イ ポンプ場（広美中継ポンプ場）

ポンプ場内の機械・電気設備の耐用年数は、マンホールポンプ同様に10年から20年と短いことから、適切な維持管理を行いながら、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を実施します。

### ウ 処理場（福釜東部浄化センター）

維持管理の効率化を図るため、広域化・共同化の取組として、令和9年度までに、現在の農業集落排水を公共下水道及び特定環境保全公共下水道へ接続し、処理場を廃止する予定です。

### エ マンホールポンプ

機械・電気設備の耐用年数が10年から20年と短いことから、適切な維持管理を行いながら、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を実施します。

## (6) 組織の見通し

令和5年4月1日現在の下水道課は、事務職員9人、技術職員13人の計22人で運営しています。今後は、下水道の普及拡大に伴う維持管理業務の増加や管路施設の整備の概成による建設工事の減少などが予想され、事業量に適した人員管理を行います。

※29 安城市下水道施設ストックマネジメント計画：長期的な視点で下水道施設（ストック）全体について今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を効率的に管理していくことを目的として策定した計画

## 5. 経営の基本方針

### 経営方針

地方公営企業である下水道事業は、使用料収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としています。

今後、施設の老朽化対策、気候変動や大規模災害への備え、将来的な人口減少、節水機器の普及や節水意識の高まりによる水需要の減少など、経営環境が厳しさを増していくことが見込まれる中で、下水道サービスの安定的な継続のためには、経営の健全化に向けて不断の取組が必要となります。

本計画では、取組を進めていくため、以下の2つの基本方針を定めました。

#### ① 維持管理の効率化

公民連携による取組の検討を進めます。

下水道施設の修繕・改築における費用の低減や平準化を図ります。

広域化・共同化の取組を進めます。

#### ② 財源の適正化

接続率向上などによる使用料収入の確保に努めます。

資産の活用などによる独自財源の確保に努めます。

適正な下水道使用料設定の検討を行います。

## 6. 投資・財政計画（収支計画）

### （1）策定にあたっての説明

#### 1) 投資についての説明

##### 投資の目標

下水道未普及早期解消のため、令和7年度末までに整備を完了させることを目指します。

また、今後急増が見込まれる下水道施設の老朽化対策として、改築・更新にあたっては費用の低減及び平準化に取り組むとともに、重要な幹線や緊急輸送路等に埋設されている下水道施設については、令和9年度までに耐震化の完了を目指します。

広域化・共同化の取組として、令和9年度までに農業集落排水を公共下水道へ接続し、処理場を廃止することを目指します。

##### 建設改良費

###### ・整備事業

汚水適正処理構想に基づき実施する整備事業に係る工事請負費、路面復旧費、補償費等を計上します。

###### ・公共ます<sup>※30</sup>等設置工事

これまでの実績等から必要となる工事請負費を見込み、計上します。

###### ・老朽化施設の改築・更新工事

ストックマネジメント計画に基づき、費用の低減及び平準化を図ったうえで、必要となる工事請負費等を計上します。

###### ・耐震化事業

総合地震対策計画に基づき実施する耐震化に係る工事請負費等を計上します。

###### ・広域化・共同化事業

農業集落排水の公共下水道への切替に係る工事請負費等を計上します。

###### ・流域下水道建設費負担金<sup>※31</sup>

これまでの実績等から必要となる負担金を見込み、計上します。

※30 公共ます：宅内排水管と市が建設する下水道本管の接続部分に設ける「ます」のこと

※31 流域下水道建設費負担金：愛知県が実施する流域下水道事業に係る建設費について、施設を利用する市町村がその一部を負担するもの

## 2) その他の経費についての説明

### ア 職員給与費

これまでの実績をもとに、ベースアップも考慮したうえで、事業量に適した職員数に係る給与費を計上します。

### イ 動力費

これまでの実績をもとに、物価上昇率も考慮したうえで広美中継ポンプ場などにおける電気料を計上します。

### ウ 修繕費

これまでの実績をもとに、物価上昇率も考慮したうえで下水道施設における定期的な設備の分解整備や、老朽化に伴う修繕費を計上します。

### エ 委託料

これまでの実績や、物価上昇率も考慮したうえで農業集落排水における処理場の廃止などを考慮し、下水道施設における維持管理などに係る委託料を計上します。

### オ 流域下水道維持管理費負担金<sup>※32</sup>

有収水量や不明水量の予測による汚水処理費を見込み、愛知県が運営する終末処理場などの維持管理費負担金を計上します。

### カ 減価償却費

これまでに投資した資産の耐用年数に応じて減価償却費を計上します。また、令和4年度以降に投資する資産についても同様に算定し、あわせて計上します。

### キ 企業債償還金

これまでに借入した企業債の償還金及び令和4年度以降の投資に係る事業費の財源に要する企業債の借入による償還金を予測し計上します。

※32 流域下水道建設費負担金：愛知県が実施する流域下水道事業に係る維持管理費等について、施設を利用する市町村がその一部を負担するもの



### 3) 財源についての説明

#### 財源の目標

下水道サービスの安定的な継続のために必要となる財源の確保に努めます。

維持管理の効率化の取組を継続して実施することと併せて、下水道使用料の段階的な改定を行うことで経費回収率の向上を目指します。また、これにより一般会計繰入金のうち基準外繰入金の解消を目指します。

また、計画期間以降も少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施していくこととします。

なお、本経営戦略の計画期間では資産維持費<sup>※33</sup>は計上せず、導入する時期や算定方法については、今後検討することとします。

#### ア 下水道使用料

23頁に掲載した使用料改定案反映後の予測に基づき計上します。

#### イ 一般会計繰入金（雨水処理負担金・一般会計補助金・一般会計出資金）

24頁に掲載した一使用料改定案反映後の予測に基づき計上します。

#### ウ 長期前受金戻入

これまでに投資した資産の財源である国庫補助金や受益者負担金などを固定資産の減価償却にあわせて収益として計上します。

令和5年度以降に投資する資産の財源についても同様に算定し、あわせて計上します。

#### エ 企業債

下水道の整備に係る事業費及び流域下水道建設負担金を見込んで、これらに係る借入額を計上します。

#### オ 国庫補助金

社会資本整備総合交付金の対象となる下水道の整備に係る事業費などを見込んで計上します。

#### カ 受益者負担金

下水道の整備計画に沿った受益者負担金額を計上します。

※33 資産維持費：将来の施設更新費用が新設当時と比較して、物価上昇や高機能化（耐震化等）などにより増大するために必要となる費用。収支計画上では支出としては計上されず、使用料の算定・改定の際に使用料対象経費として位置付けることにより、その分の使用料収入が純利益として計上され、将来の施設更新の際に使用できることとなる

## (2) 投資・財政計画

本計画期間における下水道事業全体の収益的収支の推移を下図に示し、資本的収支の推移を次頁に示します。

図 2 5 収益的収支の推移（下水道事業全体）

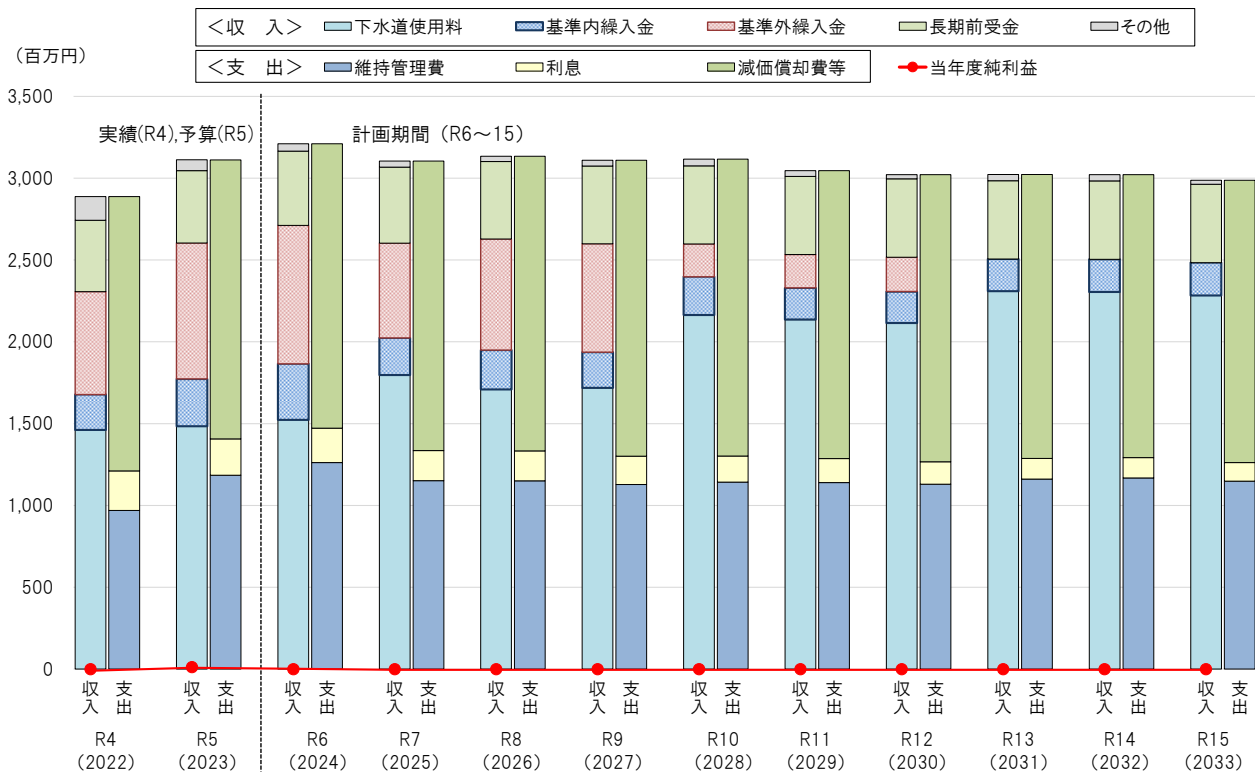
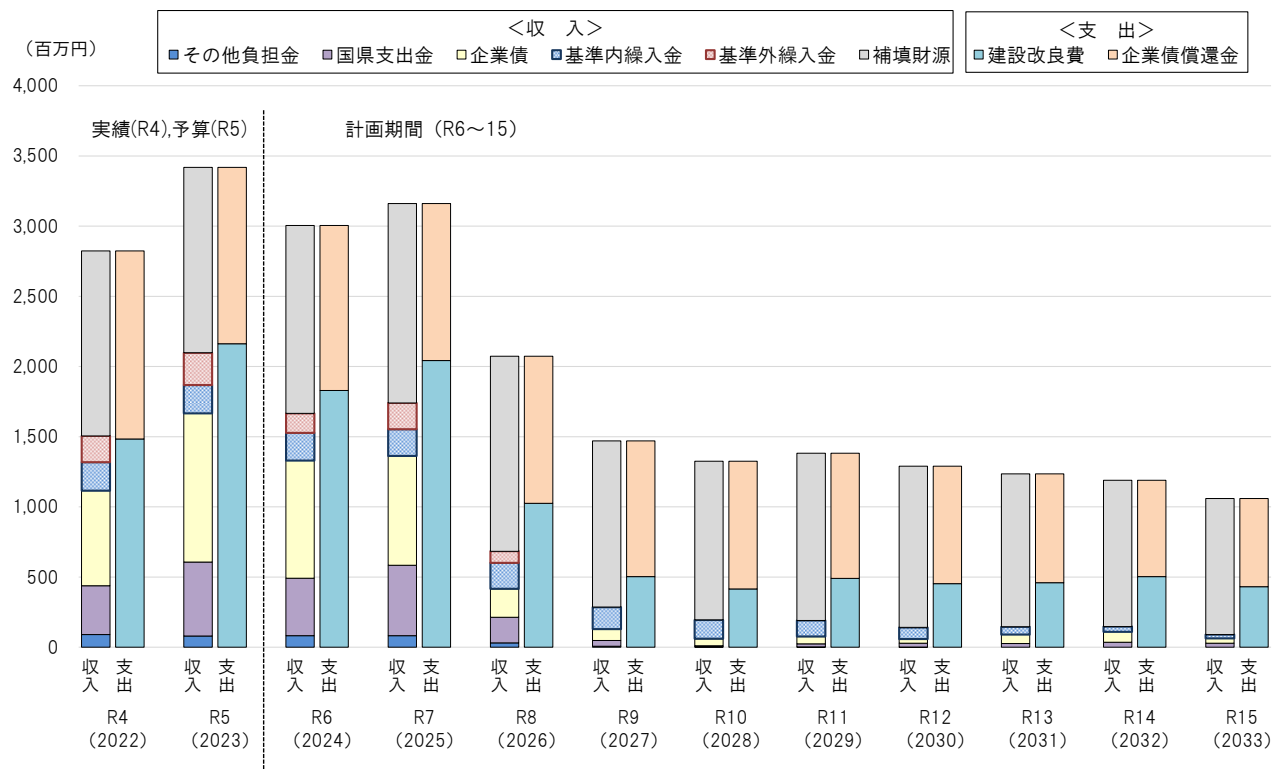


図 2 6 資本的収支の推移（下水道事業全体）



# 1) 下水道事業全体

## 下水道事業全体 収益的収支 (1 / 2)

区 分		年 度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)	令和7年度
収益的収入	1. 営業収益 (A)		1,540,518	1,561,407	1,599,943	1,770,423
	(1) 下水道使用料		1,461,810	1,483,655	1,523,242	1,695,281
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0
	(3) 雨水処理負担金		78,680	77,751	76,700	75,142
	(4) その他		28	1	1	0
	2. 営業外収益		1,242,390	1,509,964	1,610,613	1,334,057
	(1) 補助金		796,952	1,057,982	1,146,996	859,759
	一般会計補助金		766,000	1,042,562	1,111,446	832,359
	国庫補助金		30,952	15,420	35,550	27,400
	(2) 長期前受金戻入		436,267	442,112	453,536	464,655
(3) その他		9,171	9,870	10,081	9,643	
収入計 (C)		2,782,908	3,071,371	3,210,556	3,104,480	
収益的支出	1. 営業費用		2,643,165	2,886,859	2,995,003	2,919,519
	(1) 職員給与と 基本給 退職給付費 その他		93,867 49,592 0 44,275	106,296 45,888 0 60,408	105,963 45,674 0 60,289	104,827 45,207 0 59,620
	(2) 経費		872,727	1,075,621	1,150,803	1,045,961
	動力費		21,819	29,365	26,040	31,794
	修繕費		33,468	96,660	77,385	71,973
	委託料		160,742	166,760	175,738	161,126
	流域下水道維持管理負担金		628,004	747,099	776,396	750,785
	その他		28,694	35,737	95,244	30,283
	(3) 減価償却費		1,676,571	1,704,942	1,738,237	1,768,731
	2. 営業外費用		244,286	223,953	213,192	184,481
(1) 支払利息		241,476	222,583	209,995	184,481	
(2) その他		2,810	1,370	3,197	0	
支出計 (D)		2,887,451	3,110,812	3,208,195	3,104,000	
経常損益 (C)-(D) (E)		△ 104,543	△ 39,441	2,361	480	
特別利益 (F)		105,119	40,913	3	0	
特別損失 (G)		483	834	1,824	480	
特別損益 (F)-(G) (H)		104,636	40,079	△ 1,821	△ 480	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		93	638	540	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		2,478	3,116	3,656	3,656	
流動資産 (J)		1,064,871	1,115,460	1,144,901	1,274,429	
うち未収金		280,849	367,307	369,985	411,830	
流動負債 (K)		2,019,511	1,937,591	1,789,637	1,771,867	
うち建設改良費分		1,257,929	1,176,522	1,118,589	1,048,192	
うち一時借入金		0	0	0	0	
うち未払金		579,791	743,792	671,048	723,675	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		0	0	0	0	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金の不足額 (L)		0	0	0	0	
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)		1,540,518	1,561,407	1,599,943	1,770,423	
地方財政法による (L) / (M) × 100		0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)		0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)		0	0	0	0	
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)		0	0	0	0	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 (N) / (P) × 100		0	0	0	0	

下水道事業全体 収益の収支（2／2）

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1,782,859	1,789,386	2,232,160	2,201,413	2,177,731	2,370,175	2,362,630	2,340,122
1,709,377	1,718,544	2,164,141	2,135,984	2,114,589	2,310,121	2,304,828	2,283,359
0	0	0	0	0	0	0	0
73,482	70,842	68,019	65,429	63,142	60,054	57,802	56,763
0	0	0	0	0	0	0	0
1,351,514	1,320,687	884,375	844,429	843,519	652,401	658,706	647,046
867,507	835,519	397,260	356,513	355,046	164,423	170,651	158,561
844,507	809,719	365,560	331,613	339,446	135,523	141,751	144,061
23,000	25,800	31,700	24,900	15,600	28,900	28,900	14,500
474,364	475,525	477,472	478,273	478,830	478,335	478,412	478,842
9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643
3,134,373	3,110,073	3,116,535	3,045,842	3,021,250	3,022,576	3,021,336	2,987,168
2,950,708	2,936,450	2,956,241	2,898,648	2,884,495	2,895,533	2,896,956	2,873,743
105,875	106,934	108,003	109,083	110,174	111,276	112,389	113,513
45,659	46,115	46,576	47,042	47,513	47,988	48,468	48,953
0	0	0	0	0	0	0	0
60,216	60,819	61,427	62,041	62,661	63,288	63,921	64,560
1,044,038	1,020,161	1,033,707	1,030,234	1,019,709	1,049,306	1,055,160	1,034,347
32,012	24,354	24,597	24,845	25,094	25,345	25,598	25,855
72,864	56,614	57,530	58,456	59,392	60,336	61,291	62,255
155,285	143,565	156,498	146,328	131,739	158,429	160,852	137,098
760,945	776,385	777,560	783,211	786,083	787,666	789,722	791,273
22,932	19,243	17,522	17,394	17,401	17,530	17,697	17,866
1,800,795	1,809,355	1,814,531	1,759,331	1,754,612	1,734,951	1,729,407	1,725,883
183,185	173,143	159,814	146,714	136,275	126,563	123,900	112,945
183,185	173,143	159,814	146,714	136,275	126,563	123,900	112,945
0	0	0	0	0	0	0	0
3,133,893	3,109,593	3,116,055	3,045,362	3,020,770	3,022,096	3,020,856	2,986,688
480	480	480	480	480	480	480	480
0	0	0	0	0	0	0	0
480	480	480	480	480	480	480	480
△ 480	△ 480	△ 480	△ 480	△ 480	△ 480	△ 480	△ 480
0	0	0	0	0	0	0	0
3,656	9,976	9,976	9,976	9,976	9,976	9,976	9,976
1,284,912	1,283,391	1,616,158	1,595,131	1,579,153	1,725,174	1,721,222	1,705,189
415,224	415,237	522,903	516,099	510,930	558,174	556,896	551,708
1,387,274	1,169,927	1,123,388	1,091,855	1,016,261	931,982	886,977	807,364
968,739	911,155	890,683	837,570	775,201	687,010	628,817	573,234
0	0	0	0	0	0	0	0
418,535	258,772	232,705	254,285	241,060	244,972	258,160	234,129
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1,782,859	1,789,386	2,232,160	2,201,413	2,177,731	2,370,175	2,362,630	2,340,122
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

下水道事業全体 資本的収支（1 / 2）

区 分		年 度				
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	
資本的 収支	資本的 収入	1. 企 業 債	677,700	1,060,200	838,400	779,200
		うち 資本費平準化債	0	0	0	0
		2. 一 般 会 計 出 資 金	390,000	431,513	336,096	376,514
		3. 国（都道府県）補助金	348,050	525,760	409,000	502,200
		4. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0
		5. 受 益 者 負 担 金	88,926	79,827	81,978	81,683
		6. そ の 他	0	700	560	0
		計 (A)	1,504,676	2,098,000	1,666,034	1,739,597
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	1,504,676	2,098,000	1,666,034	1,739,597	
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	1,482,918	2,161,070	1,828,505	2,041,343
		うち 職員給与費	57,810	75,267	76,461	78,620
		2. 企 業 債 償 還 金	1,339,597	1,257,930	1,176,529	1,118,589
3. そ の 他		0	0	0	0	
計 (D)		2,822,515	3,419,000	3,005,034	3,159,932	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		1,317,839	1,321,000	1,339,000	1,420,335	
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,219,055	1,263,800	1,287,540	1,304,076	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	
	4. そ の 他	98,784	57,200	51,460	116,259	
	計 (F)	1,317,839	1,321,000	1,339,000	1,420,335	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)		14,023,330	13,826,897	13,333,870	12,994,481	

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)	令和7年度
収 益 的 収 支 分		844,680	1,120,313	1,188,146	907,501
	うち 基準内繰入金	215,931	289,162	342,435	226,169
	うち 基準外繰入金	628,749	831,151	845,711	681,332
資 本 的 収 支 分		390,000	431,513	336,096	376,514
	うち 基準内繰入金	202,116	202,253	197,637	190,186
	うち 基準外繰入金	187,884	229,260	138,459	186,328
合 計		1,234,680	1,551,826	1,524,242	1,284,015

下水道事業全体 資本的収支（2／2）

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
202,100	80,000	49,500	51,500	28,600	63,800	74,000	33,400
0	0	0	0	0	0	0	0
267,701	157,128	134,643	114,494	83,099	55,142	37,198	27,152
182,300	41,800	6,800	22,500	28,400	25,900	35,100	28,700
0	0	0	0	0	0	0	0
30,607	6,103	3,255	1,301	245	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
682,708	285,031	194,198	189,795	140,344	144,842	146,298	89,252
0	0	0	0	0	0	0	0
682,708	285,031	194,198	189,795	140,344	144,842	146,298	89,252
1,024,811	501,395	414,149	490,387	451,823	459,033	501,796	430,207
79,406	80,200	81,002	81,812	82,630	83,456	84,291	85,134
1,048,192	968,739	911,155	890,683	837,570	775,201	687,010	628,817
0	0	0	0	0	0	0	0
2,073,003	1,470,134	1,325,304	1,381,070	1,289,393	1,234,234	1,188,806	1,059,024
1,390,295	1,185,103	1,131,106	1,191,275	1,149,049	1,089,392	1,042,508	969,772
1,326,431	1,151,168	1,101,734	1,156,296	1,118,090	1,057,604	1,007,744	941,011
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
63,864	33,935	29,372	34,979	30,959	31,788	34,764	28,761
1,390,295	1,185,103	1,131,106	1,191,275	1,149,049	1,089,392	1,042,508	969,772
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
12,148,389	11,253,567	10,391,912	9,552,729	8,743,759	8,032,358	7,419,348	6,823,931

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
917,989	880,561	433,579	397,042	402,588	195,577	199,553	200,824
240,398	218,121	233,982	193,773	192,397	195,577	199,553	200,824
677,591	662,440	199,597	203,269	210,191	0	0	0
267,701	157,128	134,643	114,494	83,099	55,142	37,198	27,152
186,163	157,128	134,643	114,494	83,099	55,142	37,198	27,152
81,538	0	0	0	0	0	0	0
1,185,690	1,037,689	568,222	511,536	485,687	250,719	236,751	227,976

## 2) 公共下水道事業

### 公共下水道事業 収益的収支 (1 / 2)

区 分		年 度	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (予 算)	令和6年度 (予 算)	令和7年度
収益的収入	1. 営業収益 (A)		1,427,017	1,443,799	1,481,722	1,636,696
	(1) 下水道使用料		1,348,347	1,366,272	1,405,246	1,561,554
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0
	(3) 雨水処理負担金		78,642	77,526	76,475	75,142
	(4) その他		28	1	1	0
	2. 営業外収益		1,014,730	1,271,054	1,350,914	1,097,071
	(1) 補助金		636,014	886,388	955,202	690,440
	一般会計補助金		605,100	871,118	919,802	663,040
	国庫補助金		30,914	15,270	35,400	27,400
	(2) 長期前受金戻入		369,545	374,798	385,633	396,988
	(3) その他		9,171	9,868	10,079	9,643
	収入計 (C)		2,441,747	2,714,853	2,832,636	2,733,767
	収益的支出	1. 営業費用		2,324,196	2,521,088	2,634,532
(1) 職員給与と 基本給 退職給付費 その他			84,478 44,498 0 39,980	96,595 41,460 0 55,135	94,417 40,946 0 53,471	94,344 40,914 0 53,430
(2) 経費			740,538	898,848	982,612	882,688
動力費			11,159	15,364	13,800	18,525
修繕費			19,994	64,435	51,215	43,799
委託料			136,823	129,068	138,745	126,240
流域下水道維持管理負担金			546,225	656,346	686,108	665,374
その他			26,337	33,635	92,744	28,750
(3) 減価償却費			1,499,180	1,525,645	1,557,503	1,585,994
2. 営業外費用			222,198	204,517	196,434	170,321
(1) 支払利息			219,388	203,150	193,240	170,321
(2) その他			2,810	1,367	3,194	0
支出計 (D)			2,546,394	2,725,605	2,830,966	2,733,347
経常損益 (C)-(D) (E)		△ 104,647	△ 10,752	1,670	420	
特別利益 (F)		105,119	12,077	1	0	
特別損失 (G)		444	687	1,131	420	
特別損益 (F)-(G) (H)		104,675	11,390	△ 1,130	△ 420	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		28	638	540	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		7,950	8,588	9,128	9,128	
流動資産 (J)		972,513	992,087	1,020,387	1,133,887	
うち未収金		260,716	334,082	343,612	381,833	
流動負債 (K)		1,829,124	1,724,900	1,627,982	1,614,277	
うち建設改良費分		1,125,852	1,043,702	986,456	922,944	
うち一時借入金		0	0	0	0	
うち未払金		537,427	665,103	641,526	691,333	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )						
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金の不足額 (L)						
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)		1,427,017	1,443,799	1,481,722	1,636,696	
地方財政法による (L) / (M) × 100 資金不足の比率						
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)						
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)						
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)						
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )						



公共下水道事業 収益の収支（2 / 2）

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1,648,350	1,669,950	2,091,193	2,059,817	2,035,931	2,212,658	2,205,080	2,182,650
1,574,868	1,599,108	2,023,174	1,994,388	1,972,789	2,152,604	2,147,278	2,125,887
0	0	0	0	0	0	0	0
73,482	70,842	68,019	65,429	63,142	60,054	57,802	56,763
0	0	0	0	0	0	0	0
1,119,110	1,137,331	715,496	673,798	670,690	488,280	488,024	473,931
702,794	706,545	282,755	240,118	236,352	54,442	54,031	39,437
679,794	680,745	251,055	215,218	220,752	25,542	25,131	24,937
23,000	25,800	31,700	24,900	15,600	28,900	28,900	14,500
406,673	421,143	423,098	424,037	424,695	424,195	424,350	424,851
9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643
2,767,460	2,807,281	2,806,689	2,733,615	2,706,621	2,700,938	2,693,104	2,656,581
2,595,704	2,644,128	2,654,987	2,593,156	2,575,092	2,577,950	2,572,123	2,545,985
95,288	96,241	97,203	98,175	99,157	100,148	101,150	102,162
41,323	41,736	42,153	42,575	43,001	43,431	43,866	44,305
0	0	0	0	0	0	0	0
53,965	54,505	55,050	55,600	56,156	56,717	57,284	57,857
883,002	902,447	907,704	899,975	885,737	907,600	906,479	883,101
18,710	20,265	20,467	20,674	20,880	21,089	21,300	21,514
44,537	46,135	46,895	47,665	48,443	49,227	50,021	50,823
122,857	132,479	142,752	133,955	121,288	145,883	146,971	126,297
675,511	685,533	681,289	681,520	678,970	675,130	671,762	667,887
21,387	18,035	16,301	16,161	16,156	16,271	16,425	16,580
1,617,414	1,645,440	1,650,080	1,595,006	1,590,198	1,570,202	1,564,494	1,560,722
171,336	162,733	151,282	140,039	131,109	122,568	120,561	110,176
171,336	162,733	151,282	140,039	131,109	122,568	120,561	110,176
0	0	0	0	0	0	0	0
2,767,040	2,806,861	2,806,269	2,733,195	2,706,201	2,700,518	2,692,684	2,656,161
420	420	420	420	420	420	420	420
0	0	0	0	0	0	0	0
420	420	420	420	420	420	420	420
△ 420	△ 420	△ 420	△ 420	△ 420	△ 420	△ 420	△ 420
0	0	0	0	0	0	0	0
9,128	9,128	9,128	9,128	9,128	9,128	9,128	9,128
1,143,554	1,161,156	1,469,081	1,448,179	1,432,495	1,563,064	1,559,197	1,543,664
385,088	391,015	494,708	487,669	482,388	526,357	525,054	519,824
1,219,009	1,043,591	1,010,738	998,245	935,207	876,615	843,383	779,038
855,913	809,294	797,547	765,402	714,882	653,731	608,861	567,130
0	0	0	0	0	0	0	0
363,096	234,297	213,190	232,843	220,325	222,884	234,522	211,908
1,648,350	1,669,950	2,091,193	2,059,817	2,035,931	2,212,658	2,205,080	2,182,650

公共下水道事業 資本的収支（1 / 2）

区 分		年 度				
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	
資本的 収支	資本的 収入	1. 企 業 債	677,700	1,060,200	838,400	779,200
		うち 資本費平準化債	0	0	0	0
		2. 一 般 会 計 出 資 金	281,300	319,126	269,553	311,386
		3. 国（都道府県）補助金	301,361	499,180	409,000	499,100
		4. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0
		5. 受 益 者 負 担 金	77,407	77,641	81,129	81,260
		6. そ の 他	0	700	560	
		計 (A)	1,337,768	1,956,847	1,598,642	1,670,946
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	1,337,768	1,956,847	1,598,642	1,670,946	
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	1,321,880	2,042,004	1,784,679	1,985,734
		うち 職員給与費	52,195	69,597	68,677	70,758
		2. 企 業 債 償 還 金	1,209,612	1,125,853	1,043,705	986,456
3. そ の 他		0	0	0	0	
計 (D)		2,531,492	3,167,857	2,828,384	2,972,190	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		(E)	1,193,724	1,211,010	1,229,742	1,301,244
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,108,201	1,154,347	1,178,282	1,189,006	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	
	4. そ の 他	85,523	56,663	51,460	112,238	
	計 (F)	1,193,724	1,211,010	1,229,742	1,301,244	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)			12,995,316	12,930,963	12,570,757	12,363,501

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)	令和7年度
収 益 的 収 支 分		683,742	948,644	996,277	738,182
	うち 基準内繰入金	125,438	179,656	244,754	131,669
	うち 基準外繰入金	558,304	768,988	751,523	606,513
資 本 的 収 支 分		281,300	319,126	269,553	311,386
	うち 基準内繰入金	191,212	184,114	186,920	179,314
	うち 基準外繰入金	90,088	135,012	82,633	132,072
合 計		965,042	1,267,770	1,265,830	1,049,568

公共下水道事業 資本的収支（2／2）

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
202,100	80,000	49,500	51,500	28,600	63,800	74,000	33,400
0	0	0	0	0	0	0	0
175,132	146,206	123,780	104,603	75,311	48,203	34,203	24,157
149,000	34,300	6,800	22,500	28,400	25,900	35,100	28,700
0	0	0	0	0	0	0	0
30,453	6,103	3,255	1,301	245	0	0	0
556,685	266,609	183,335	179,904	132,556	137,903	143,303	86,257
0	0	0	0	0	0	0	0
556,685	266,609	183,335	179,904	132,556	137,903	143,303	86,257
890,979	458,373	389,471	459,981	424,416	428,969	468,355	402,070
71,465	72,180	72,902	73,631	74,367	75,110	75,862	76,621
922,944	855,913	809,294	797,547	765,402	714,882	653,731	608,861
0	0	0	0	0	0	0	0
1,813,923	1,314,286	1,198,765	1,257,528	1,189,818	1,143,851	1,122,086	1,010,931
1,257,238	1,047,677	1,015,430	1,077,624	1,057,262	1,005,948	978,783	924,674
1,201,778	1,016,242	987,565	1,044,665	1,028,043	976,134	946,293	897,697
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
55,460	31,435	27,865	32,959	29,219	29,814	32,490	26,977
1,257,238	1,047,677	1,015,430	1,077,624	1,057,262	1,005,948	978,783	924,674
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
11,642,657	10,866,744	10,106,950	9,360,903	8,624,101	7,973,019	7,393,288	6,817,827

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
753,276	751,587	319,074	280,647	283,894	85,596	82,933	81,700
150,805	125,418	135,200	93,171	89,518	85,596	82,933	81,700
602,471	626,169	183,874	187,476	194,376	0	0	0
175,132	146,206	123,780	104,603	75,311	48,203	34,203	24,157
175,132	146,206	123,780	104,603	75,311	48,203	34,203	24,157
0	0	0	0	0	0	0	0
928,408	897,793	442,854	385,250	359,205	133,799	117,136	105,857

### 3) 特定環境保全公共下水道事業

#### 特定環境保全公共下水道事業 収益的収支 (1 / 2)

区 分		年 度	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (予 算)	令和6年度 (予 算)	令和7年度	
収益的 収入	1. 営 業 収 益 (A)		91,793	95,935	96,903	109,362	
	(1) 下 水 道 使 用 料		91,755	95,710	96,678	109,362	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	
	(3) 雨 水 処 理 負 担 金		38	225	225	0	
	(4) そ の 他		0	0	0	0	
	2. 営 業 外 収 益		187,528	181,106	198,719	178,863	
	(1) 補 助 金		140,038	133,022	150,029	130,404	
	一 般 会 計 補 助 金		140,000	132,872	149,879	130,404	
	国 庫 補 助 金		38	150	150	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		47,490	48,083	48,689	48,459	
	(3) そ の 他		0	1	1	0	
	収 入 計 (C)		279,321	277,041	295,622	288,225	
	収益的 収 支	1. 営 業 費 用		259,283	287,943	279,492	274,645
		(1) 職 員 給 与 費		9,389	9,701	11,546	10,483
基 本 給			5,094	4,428	4,728	4,293	
退 職 給 付 費			0	0	0	0	
そ の 他			4,295	5,273	6,818	6,190	
(2) 経 費			103,076	129,624	117,798	111,873	
動 力 費			1,999	2,910	2,400	3,269	
修 繕 費			7,861	12,765	8,660	10,174	
委 託 料			9,329	21,487	14,355	11,886	
流域下水道維持管理負担金			81,779	90,753	90,288	85,411	
そ の 他			2,108	1,709	2,095	1,133	
(3) 減 価 償 却 費			146,818	148,618	150,148	152,289	
2. 営 業 外 費 用			19,953	17,832	15,666	13,520	
(1) 支 払 利 息			19,953	17,830	15,664	13,520	
(2) そ の 他		0	2	2	0		
支 出 計 (D)		279,236	305,775	295,158	288,165		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		85	△ 28,734	464	60		
特 別 利 益 (F)		0	28,835	1	0		
特 別 損 失 (G)		39	101	465	60		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 39	28,734	△ 464	△ 60		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		46	0	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		848	848	848	848		
流 動 資 産 (J)		67,502	99,706	101,234	113,936		
う ち 未 収 金		16,493	26,019	19,285	21,896		
流 動 負 債 (K)		149,821	178,997	141,078	142,237		
う ち 建 設 改 良 費 分		113,011	115,175	117,385	115,431		
う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0		
う ち 未 払 金		35,681	62,640	23,693	26,806		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		91,793	95,935	96,903	109,362		
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (N) / (P) × 100							

特定環境保全公共下水道事業 収益の収支（2 / 2）

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
110,271	119,436	140,967	141,596	141,800	157,517	157,550	157,472
110,271	119,436	140,967	141,596	141,800	157,517	157,550	157,472
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
174,551	183,356	168,879	170,631	172,829	164,121	170,682	173,115
126,068	128,974	114,505	116,395	118,694	109,981	116,620	119,124
126,068	128,974	114,505	116,395	118,694	109,981	116,620	119,124
0	0	0	0	0	0	0	0
48,483	54,382	54,374	54,236	54,135	54,140	54,062	53,991
0	0	0	0	0	0	0	0
284,822	302,792	309,846	312,227	314,629	321,638	328,232	330,587
273,211	292,322	301,254	305,492	309,403	317,583	324,833	327,758
10,587	10,693	10,800	10,908	11,017	11,128	11,239	11,351
4,336	4,379	4,423	4,467	4,512	4,557	4,602	4,648
0	0	0	0	0	0	0	0
6,251	6,314	6,377	6,441	6,505	6,571	6,637	6,703
109,636	117,714	126,003	130,259	133,972	141,706	148,681	151,246
3,302	4,089	4,130	4,171	4,214	4,256	4,298	4,341
10,327	10,479	10,635	10,791	10,949	11,109	11,270	11,432
9,428	11,086	13,746	12,373	10,451	12,546	13,881	10,801
85,434	90,852	96,271	101,691	107,113	112,536	117,960	123,386
1,145	1,208	1,221	1,233	1,245	1,259	1,272	1,286
152,988	163,915	164,451	164,325	164,414	164,749	164,913	165,161
11,551	10,410	8,532	6,675	5,166	3,995	3,339	2,769
11,551	10,410	8,532	6,675	5,166	3,995	3,339	2,769
0	0	0	0	0	0	0	0
284,762	302,732	309,786	312,167	314,569	321,578	328,172	330,527
60	60	60	60	60	60	60	60
0	0	0	0	0	0	0	0
60	60	60	60	60	60	60	60
△ 60	△ 60	△ 60	△ 60	△ 60	△ 60	△ 60	△ 60
0	0	0	0	0	0	0	0
848	848	848	848	848	848	848	848
114,890	122,235	147,077	146,952	146,658	162,111	162,025	161,525
22,077	24,222	28,194	28,430	28,542	31,818	31,841	31,884
162,757	126,336	112,651	93,610	81,054	55,367	43,593	28,326
112,826	101,861	93,136	72,168	60,319	33,279	19,956	6,104
0	0	0	0	0	0	0	0
49,931	24,475	19,515	21,442	20,735	22,088	23,637	22,222
110,271	119,436	140,967	141,596	141,800	157,517	157,550	157,472

特定環境保全公共下水道事業 資本的収支（1 / 2）

区 分		年 度				
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	
資本的 収支	資本的 収入	1. 企 業 債	0	0	0	0
		うち 資本費平準化債	0	0	0	0
		2. 一 般 会 計 出 資 金	98,700	97,642	52,265	57,984
		3. 国（都道府県）補助金	46,689	26,580	0	3,100
		4. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0
		5. 受 益 者 負 担 金	11,484	2,185	848	423
		6. そ の 他	0	0	0	0
		計 (A)	156,873	126,407	53,113	61,507
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	156,873	126,407	53,113	61,507	
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	157,111	114,468	38,697	51,609
		うち 職員給与費	5,615	5,670	7,784	7,862
		2. 企 業 債 償 還 金	110,887	113,011	115,177	117,385
		3. そ の 他	0	0	0	0
計 (D)		267,998	227,479	153,874	168,994	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		111,125	101,072	100,761	107,487	
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	99,372	100,535	100,761	103,830	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	
	4. そ の 他	11,753	537	0	3,657	
	計 (F)	111,125	101,072	100,761	107,487	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)		960,653	847,640	732,465	615,080	

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)	令和7年度
収 益 的 収 支 分		140,038	133,097	150,104	130,404
	うち 基準内繰入金	78,964	96,455	85,218	82,811
	うち 基準外繰入金	61,074	36,642	64,886	47,593
資 本 的 収 支 分		98,700	97,642	52,265	57,984
	うち 基準内繰入金	10,243	10,564	10,717	10,872
	うち 基準外繰入金	88,457	87,078	41,548	47,112
合 計		238,738	230,739	202,369	188,388

特定環境保全公共下水道事業 資本的収支（2 / 2）

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
90,301	10,922	10,863	9,891	7,788	6,939	2,995	2,995
33,300	7,500	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
154	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
123,755	18,422	10,863	9,891	7,788	6,939	2,995	2,995
0	0	0	0	0	0	0	0
123,755	18,422	10,863	9,891	7,788	6,939	2,995	2,995
129,832	43,022	24,678	30,406	27,407	30,064	33,441	28,137
7,941	8,020	8,100	8,181	8,263	8,346	8,429	8,513
115,431	112,826	101,861	93,136	72,168	60,319	33,279	19,956
0	0	0	0	0	0	0	0
245,263	155,848	126,539	123,542	99,575	90,383	66,720	48,093
121,508	137,426	115,676	113,651	91,787	83,444	63,725	45,098
113,468	134,926	114,169	111,631	90,047	81,470	61,451	43,314
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
8,040	2,500	1,507	2,020	1,740	1,974	2,274	1,784
121,508	137,426	115,676	113,651	91,787	83,444	63,725	45,098
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
499,649	386,823	284,962	191,826	119,658	59,339	26,060	6,104

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
126,068	128,974	114,505	116,395	118,694	109,981	116,620	119,124
78,301	92,703	98,782	100,602	102,879	109,981	116,620	119,124
47,767	36,271	15,723	15,793	15,815	0	0	0
90,301	10,922	10,863	9,891	7,788	6,939	2,995	2,995
11,031	10,922	10,863	9,891	7,788	6,939	2,995	2,995
79,270	0	0	0	0	0	0	0
216,369	139,896	125,368	126,286	126,482	116,920	119,615	122,119

#### 4) 農業集落排水事業

##### 農業集落排水事業 収益的収支 (1 / 2)

区 分		年 度	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (予 算)	令和6年度 (予 算)	令和7年度	
収益的収入	1. 営 業 収 益 (A)		21,708	21,673	21,318	24,365	
	(1) 下 水 道 使 用 料		21,708	21,673	21,318	24,365	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	
	(3) 雨 水 処 理 負 担 金		0	0	0	0	
	(4) そ の 他		0	0	0	0	
	2. 営 業 外 収 益		40,132	57,804	60,980	58,123	
	(1) 補 助 金		20,900	38,572	41,765	38,915	
	一 般 会 計 補 助 金		20,900	38,572	41,765	38,915	
	国 庫 補 助 金		0	0	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		19,232	19,231	19,214	19,208	
	(3) そ の 他		0	1	1	0	
	収 入 計 (C)		61,840	79,477	82,298	82,488	
	収益的支出	1. 営 業 費 用		59,686	77,828	80,979	81,848
		(1) 職 員 給 与 費		0	0	0	0
基 本 給			0	0	0	0	
退 職 給 付 費			0	0	0	0	
そ の 他			0	0	0	0	
(2) 経 費			29,113	47,149	50,393	51,400	
動 力 費			8,661	11,091	9,840	10,000	
修 繕 費			5,613	19,460	17,510	18,000	
委 託 料			14,590	16,205	22,638	23,000	
流域下水道維持管理負担金			0	0	0	0	
そ の 他			249	393	405	400	
(3) 減 価 償 却 費			30,573	30,679	30,586	30,448	
2. 営 業 外 費 用			2,135	1,604	1,092	640	
(1) 支 払 利 息			2,135	1,603	1,091	640	
(2) そ の 他			1	1	0		
支 出 計 (D)		61,821	79,432	82,071	82,488		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		19	45	227	0		
特 別 利 益 (F)		0	1	1	0		
特 別 損 失 (G)		0	46	228	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	△ 45	△ 227	0		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		19	0	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 6,320	△ 6,320	△ 6,320	△ 6,320		
流 動 資 産 (J)		24,856	23,667	23,279	26,607		
う ち 未 収 金		3,640	7,206	7,088	8,101		
流 動 負 債 (K)		40,566	33,694	20,577	15,354		
う ち 建 設 改 良 費 分		19,066	17,645	14,748	9,817		
う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0		
う ち 未 払 金		6,683	16,049	5,829	5,537		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		21,708	21,673	21,318	24,365		
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )							



農業集落排水事業 収益の収支（2 / 2）

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
24,238	0	0	0	0	0	0	0
24,238	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
57,853	0	0	0	0	0	0	0
38,645	0	0	0	0	0	0	0
38,645	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
19,208	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
82,091	0	0	0	0	0	0	0
81,793	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
51,400	0	0	0	0	0	0	0
10,000	0	0	0	0	0	0	0
18,000	0	0	0	0	0	0	0
23,000	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
400	0	0	0	0	0	0	0
30,393	0	0	0	0	0	0	0
298	0	0	0	0	0	0	0
298	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
82,091	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
△ 6,320	0	0	0	0	0	0	0
26,468	0	0	0	0	0	0	0
8,059	0	0	0	0	0	0	0
5,508	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
5,508	0	0	0	0	0	0	0
24,238	0	0	0	0	0	0	0

農業集落排水事業 資本的収支（1 / 2）

区 分		年 度				
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	0	0	0	0
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
		2. 一般会計出資金	10,000	14,745	14,278	7,144
		3. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0
		4. 固定資産売却代金	0	0	0	0
		5. 受益者負担金	35	1	1	0
		6. その他	0	0	0	0
		計 (A)	10,035	14,746	14,279	7,144
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)	10,035	14,746	14,279	7,144	
	資本的支出	1. 建設改良費	3,927	4,598	5,129	4,000
		うち職員給与費	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	19,098	19,066	17,647	14,748
		3. その他	0	0	0	0
計 (D)	23,025	23,664	22,776	18,748		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		12,990	8,918	8,497	11,604	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	11,482	8,918	8,497	11,240	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	
	4. その他	1,508	0	0	364	
	計 (F)	12,990	8,918	8,497	11,604	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	
企業債残高 (H)		67,361	48,294	30,648	15,900	

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)	令和7年度
収益的収支分		20,900	38,572	41,765	38,915
	うち基準内繰入金	11,529	13,051	12,463	11,689
	うち基準外繰入金	9,371	25,521	29,302	27,226
資本的収支分		10,000	14,745	14,278	7,144
	うち基準内繰入金	661	7,575	0	0
	うち基準外繰入金	9,339	7,170	14,278	7,144
合 計		30,900	53,317	56,043	46,059

農業集落排水事業 資本的収支（2／2）

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
2,268	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
2,268	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
2,268	0	0	0	0	0	0	0
4,000	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
9,817	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
13,817	0	0	0	0	0	0	0
11,549	0	0	0	0	0	0	0
11,185	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
364	0	0	0	0	0	0	0
11,549	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
6,083	0	0	0	0	0	0	0

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
38,645	0	0	0	0	0	0	0
11,292	0	0	0	0	0	0	0
27,353	0	0	0	0	0	0	0
2,268	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
2,268	0	0	0	0	0	0	0
40,913	0	0	0	0	0	0	0

### (3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### 1) 投資についての考え方

##### ア 事業費の低減・平準化

ストックマネジメント計画に基づき継続的に点検・調査を行って施設情報を蓄積し、定期的に計画の見直しを行うことで精度向上を図っていきます。

##### イ 下水道整備の予定

新たな市街地整備事業などに伴い下水道を整備する場合は、適切に投資及び財源に反映します。

#### 2) その他の経費についての考え方

##### ア 公民連携

包括的民間委託など公民連携の取組の検討を進めていきます。令和5年度における業務の分析及び課題点・改善点の抽出を実施し、それをもとに連携手法や方針等の検討を進めています。今後は検討した連携手法に係る導入可能性調査などを実施し、さらに取組を進めていく予定です。

また、国の示す、「管理・更新一体マネジメント方式<sup>※34</sup>」の導入可能性について検討を進めます。

##### イ 広域化・共同化

申請手続きのオンライン化や、使用料収入の対象とならない不明水の下水道への流入状況の調査などについて、近隣市町と共同で検討・実施することで事務費用の抑制や事務負担の軽減を図ります。

##### ウ 新技術の活用

維持管理に係る業務の効率化を図るため、AI<sup>※35</sup>やRPA<sup>※36</sup>などの技術を活用することについて、他の自治体における事例の調査、研究を進めます。

##### エ 社会情勢等の変化

物価高騰など社会情勢等の変化があった場合には、適切に経費に反映します。

※34 管理・更新一体マネジメント方式：国の示す「PPP／PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」の中で、水道、下水道等の分野においてコンセッション（公共施設等運営事業）方式と合わせて「ウォーターPPP」と総称される。コンセッション方式に準ずる効果が期待できるものとされている、長期契約で下水道施設の維持管理と更新を一体的にマネジメントする民間委託の方式

※35 AI：人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターで可能にするための技術の総称

※36 RPA：定型作業をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行又は自動化する概念

### 3) 財源についての考え方

#### ア 接続率向上

下水道未接続世帯に対する接続促進の取組について、より効果的な方法について調査・研究を行い、使用料収入を確保するよう努めます。

#### イ 資産の活用

下水道施設について、広告媒体としての活用の可能性を検討します。

施設用地について、下水道事業以外での使用による活用の可能性を検討します。

#### ウ 適正な使用料の設定

22頁に掲載したとおり、2段階目以降の改定について、適切な使用料体系となるよう慎重に検討を進めていく予定です。

資産維持費の導入について、導入時期や算定方法について検討を進めます。

## 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省事務連絡「社会資本整備総合交付要綱の改正について（令和2年3月31日）」及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率の向上に向けて、維持管理の効率化を図るため、公民連携、ストックマネジメント、広域化・共同化などの取組を継続的に進めます。

使用料の改定については、計画期間内に3段階で改定する計画とします。第1段階目の改定を令和7年度に予定し、そのための検討・準備、経営戦略改定を令和6年度までに行います。その後、3年間程度の間隔で2段階目、3段階目の改定を行うため、同様に検討・準備、経営戦略改定を行うこととします。

これらの取組により、計画期間内における段階的な経費回収率の向上を目標とします。

なお、計画期間以降も少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施することとします。

図27 経費回収率の向上に向けたロードマップ

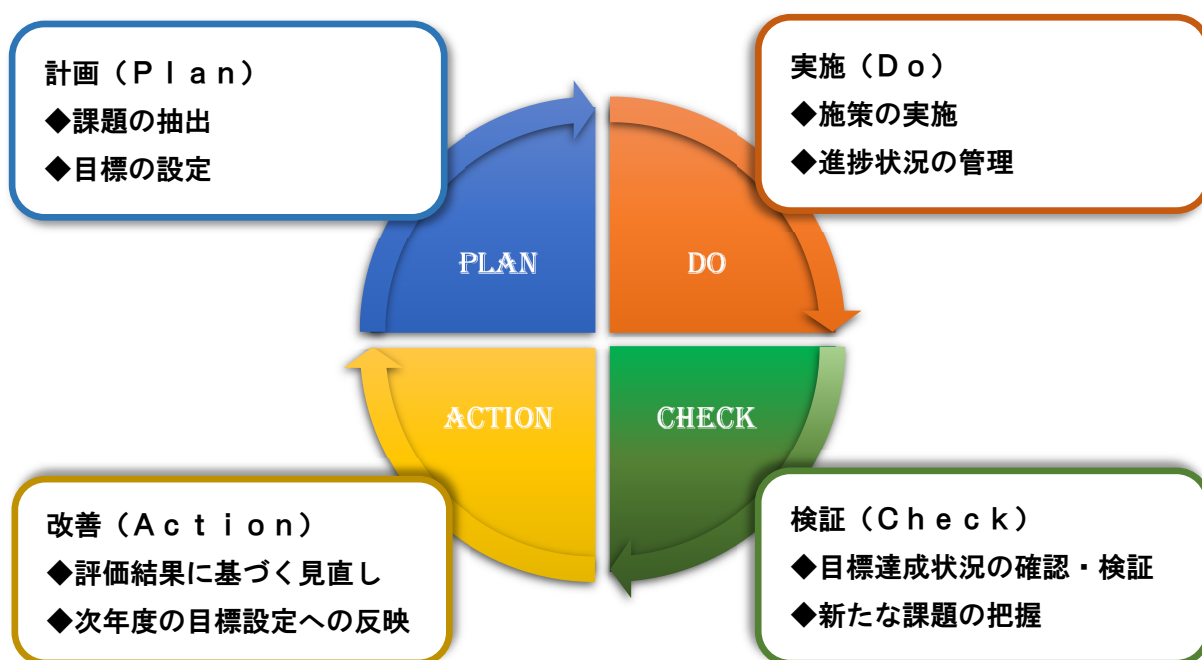
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
計画期間			開始				中間					最終
公民連携												
ストックマネジメント												
広域化・共同化												
使用料検討・準備												
経営戦略改定			●				●			●		●
使用料改定 (平均改定率 <sup>※37</sup> )				●			(約20%)			(約11%)		
経費回収率	65%						90%					100%

※37 平均改定率：現行使用料体系での使用料収入に対して、改定後の使用料体系で算定した場合に増加する使用料収入の比率

## 8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

P D C Aサイクル（計画→実施→検証→改善）に基づき、毎年度、計画の進捗状況を把握し、経営比較分析表の経営指標などにより、目指すべき方向性について検証のうえ、3年から5年を目安に見直しを行います。

図28 下水道経営戦略におけるP D C Aサイクル



ただし、計画 (Plan) から始まるこのサイクルは、計画の立案に時間がかかってしまう場合があるため、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中で、実施 (Do) から始まるD C A Pサイクルで進めるなど、臨機応変な対応に努めてまいります。

また、開かれた下水道経営とするため、これらの経営情報については、広報あんじょうや市公式ウェブサイトなどで広く公表することに努めます。